

久山町都市計画マスタープラン
改訂版（素案）

令和6年●月●日

久山町

久山町都市計画マスタープラン

目 次

序章 久山町都市計画マスタープランとは	1
1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割	1
2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針	2
第1章 久山町の現況と課題	3
1. 久山町の現況	3
(1) 概況	3
(2) 人口動向	4
(3) 産業動向	5
(4) 土地利用現況と法規制状況	7
(5) 市街化の動向	9
(6) 都市施設等の整備状況	11
2. まちづくりの課題	14
(1) 地域コミュニティの活性化と生活基盤整備	14
(2) 農地保全と農林業の振興	14
(3) 都市的開発圧力への適切な対応	14
(4) 都市環境、景観の保全、形成	14
第2章 全体構想	15
1. まちづくりの基本理念と将来都市像	15
(1) まちづくりの基本理念	15
(2) 久山町が目指す将来像	15
(3) 将来人口	15
2. 自然と共生する都市づくりに向けた土地利用	16
(1) 土地利用の基本的考え方	16
(2) 地域特性を活かした土地利用	16
3. 部門別まちづくり方針	18
3-1. 土地利用の方針	18
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の 開発、整備方針	21
3-3. 道路交通体系の方針	24
3-4. 水と緑の田園・都市環境形成方針	26
3-5. 自然・田園環境と調和した景観形成方針	29
3-6. 安全・安心のまちづくり方針	31
3-6-1. 防災のまちづくり方針	31
3-6-2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針	32

4. 全体まちづくり構想	36
(1) 全体まちづくり方針	36
(2) 全体まちづくり方針の推進方策	37

第3章 地域別構想	39
1. 下久原地域まちづくり方針の体系	40
2. 中久原地域まちづくり方針の体系	42
3. 東久原地域まちづくり方針の体系	45
4. 上久原地域まちづくり方針の体系	47
5. 下山田地域まちづくり方針の体系	50
6. 上山田地域まちづくり方針の体系	52
7. 猪野地域まちづくり方針の体系	55
8. 草場地域まちづくり方針の体系	58

参考資料

1. 上位計画および主な関連計画	参考資料-1
(1) 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	参考資料-1
(2) 第4次久山町総合計画	参考資料-2
(3) 第2期久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略	参考資料-3
(4) 久山町公共施設等総合管理計画	参考資料-4
(5) 久山町地域公共交通計画	参考資料-5

都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

久山町では、昭和 44 年に全町域 3,744ha を都市計画区域として定め、その中の約 97%を市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に指定する一方、101ha を計画的に市街化を促進する区域（市街化区域）に指定し、無秩序な開発を抑制してきました。

その結果、急激な人口の増加を抑制し、都市と農村の機能を兼ね備えたまちづくりを行うことができていました。しかし、人口・世帯数が増加傾向にあった福岡都市圏において、世帯数は、核家族化の影響などで増加していたものの、人口は横ばいで推移しており、町の活力は低下傾向にありました。このような現状下、まちの活性化を図ることから、「久山町都市計画マスタープラン（平成 15 年 7 月）」を策定し、無秩序な個別開発を抑制し、適正かつ秩序ある都市の開発を計画的に誘導して生活環境の改善を図るとともに、健全な田園集落環境の形成に努めています。

具体的には、市街化調整区域における地区計画制度を導入する基準として、平成 18 年 9 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入基準(集落型)」、平成 19 年 8 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入方針(非住居系)」を策定し、地域地権者との協議のもと、地区計画制度を導入しました。

これにより、開発を抑制する施策から、地区計画制度を活用し計画的に開発を行う施策へ転換するとともに、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の形成を行う、新たなまちづくりの取り組みを進めてきました。

しかし、近年、地区整備計画を導入していない区域において、トラックヤードなどの駐車場や資材置場が散在したり、都市計画法上開発行為にあたらぬ物流倉庫が建設されたりするなど、都市計画における新たな課題が生じています。

久山町では、このような社会情勢の変化に対して適切に対応し、また、「第 4 次久山町総合計画」やその他都市計画関連計画との整合を図りながら、新たな施策展開や計画的な土地利用を推進するため、「久山町都市計画マスタープラン」の見直しを行うこととしました。

序章 久山町都市計画マスタープランとは

本都市計画マスタープランは、「第4次久山町総合計画」に基づいて策定しています。本都市計画マスタープランは、総合計画で掲げている、まちづくりの基本理念である『健康を真に実感できるまちづくり』を踏まえ、久山町が目指す都市像である『だれもが生き生きと暮らせる「健康田園都市」』を、都市計画の視点で具体化し、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、町民主体のまちづくりの指針となるものです。

1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割

1) 目指す都市像と久山方式の共有化

- ①「健康田園都市」の具体化を図り、町民の皆さんと共有します。
- ②都市像実現の一環として、調整区域地区計画制度の活用を核とした久山町独自の「農業」と「都市」との共生のまちづくり（「久山方式」と呼ぶ）を目指しています。本マスタープランで、その具体的な方法と筋道を提示し、共有化することで、本町独自のまちづくりを町民の皆さんとともに実践します。

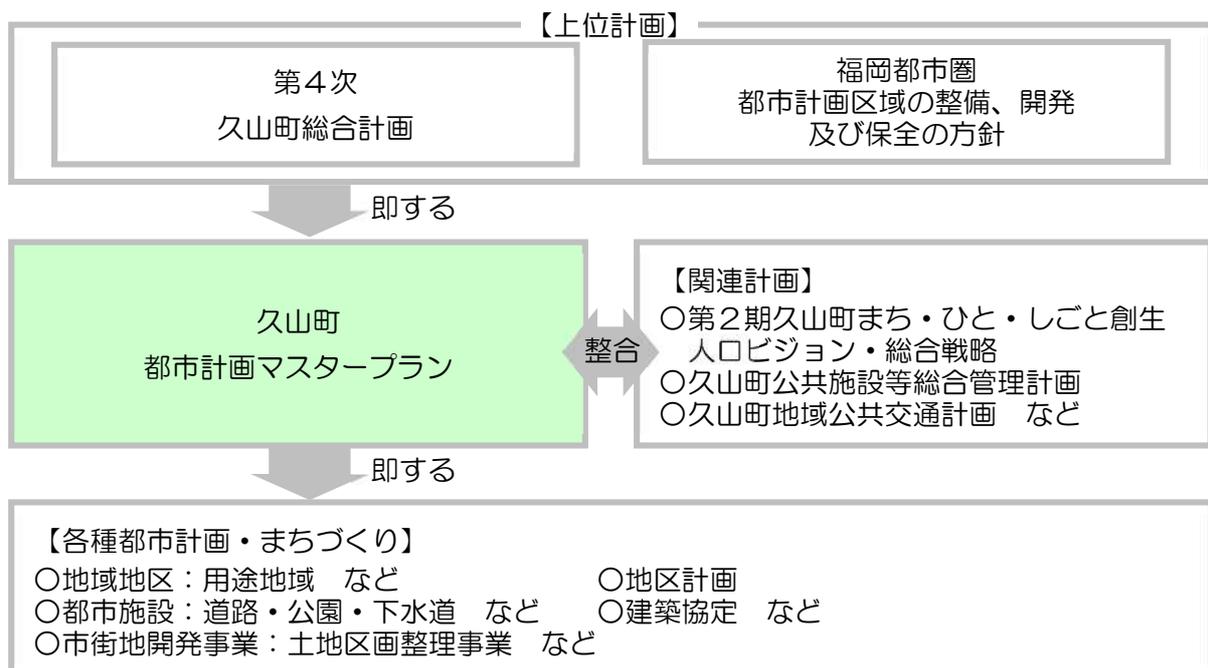
2) 都市計画マスタープランを契機に町民主体のまちづくりの推進

- ①町民主体のまちづくりを推進しています。地域の優れた自然・田園環境、及び地域固有の資源の保全、活用を基本に、地域住民の皆さんの意向、発意を尊重しつつ、まちづくりを進めます。
- ②総合計画の各種関連計画と連携を図りつつ、地域の生活文化、コミュニティ活動、及び農林業等の地域産業の維持、活性化に向けたハード、ソフト両面のまちづくりを地域住民の皆さんと協働で進めます。

3) 総合的かつ計画的な行政運営の推進

- ①本マスタープランを今後のまちづくりの総合指針とし、都市計画及び関連計画の個別調整の際に役立て、この指針に沿って総合的かつ効率的な都市づくりを計画的に推進します。
- ②今後の各種個別の都市計画決定及び変更は、本マスタープランを指針として行います。

■都市計画マスタープランの位置づけ



2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針

本マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成されますが、「都市計画マスタープランの目的と役割」を踏まえて、以下の4点に主眼を置き策定しています。

- 1) 都市計画の目標、指針を策定し、久山町が目指す将来像を共有
○町全体のまちづくりの理念とあるべき姿、部門別のまちづくり方針を全体構想として策定し、行政はもとより、本町のまちづくりに関わる全ての人々と共有します。
- 2) 地域特性に応じたまちづくり構想を策定し、それぞれの地域が目指すものを明確化
○全体構想の枠組みを踏まえながら、地域別のまちづくり構想についても、今後の地域まちづくりの指針とするため、必要な見直しを行いました。
- 3) 住民参加による計画づくりに努め、地域住民主体のまちづくりを推進
○計画策定に当たっては、地域の状況や意向を踏まえ、都市計画への理解を深めるとともに、行政と地域住民による協働のまちづくりをさらに推進します。
- 4) 各種部門計画と連携を図り行政の総合的な取り組みを推進
○総合計画並びに各種関連計画と調整を図り、都市計画に関わる総合的な指針とするとともに、縦割りでない横断的な行政運営に努めます。

第1章 久山町の現況と課題

1. 久山町の現況

(1) 概況

久山町は、西は福岡市・粕屋町、東は宮若市、北は古賀市・新宮町、南は篠栗町に接する地域であり、町役場がある町の中心部から福岡市都心部まで約 10km の距離で福岡都市圏の一部という位置づけにあります。

道路網として、町の西部を九州自動車道が南北に通過していますが、町内にインターチェンジはなく、町役場から南西方向約 2.8km に福岡インターチェンジが位置しています。町内には、県道 21 号線（福岡直方線）、県道 35 号線（筑紫野古賀線）、県道 540 号線（山田新宮線）、県道 546 号線（猪野土井線）、県道 547 号線（猪野篠栗線）の 5 本の県道が通っています。

山系では、クスノキ原始林が広がる立花山や三頭山、遠見岳等、水系では、猪野川、久原川、新建川等、豊かな自然環境を保有しています。

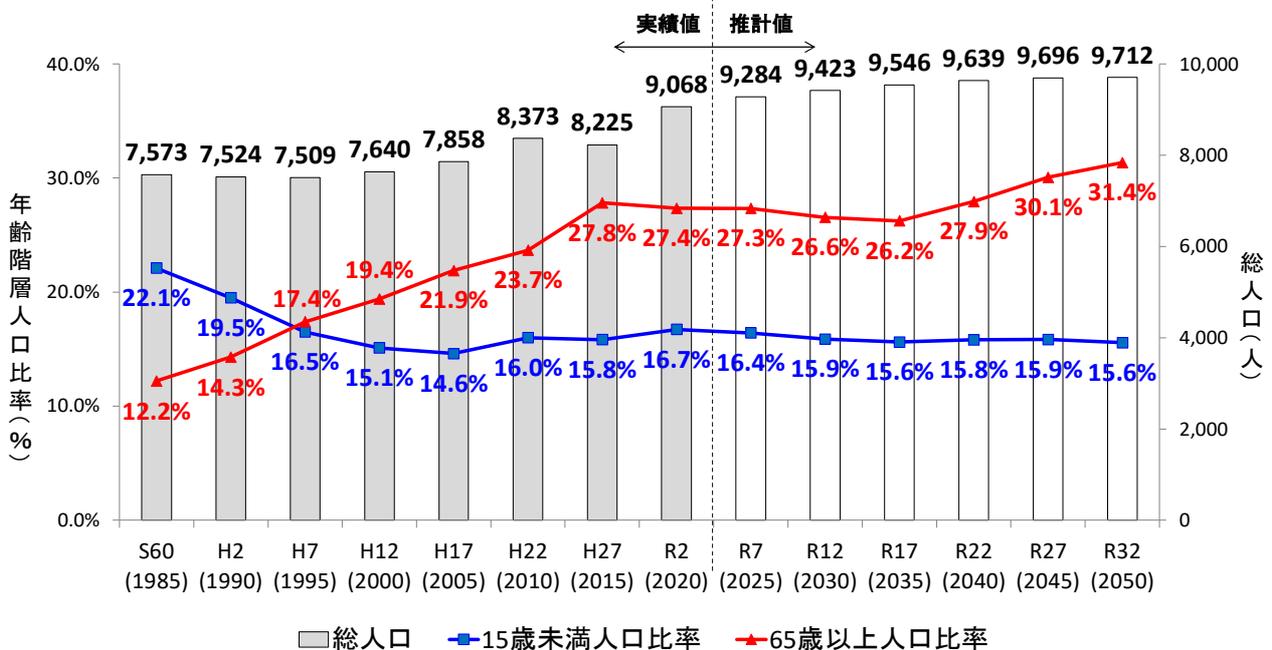
■久山町の位置図



(2) 人口動向

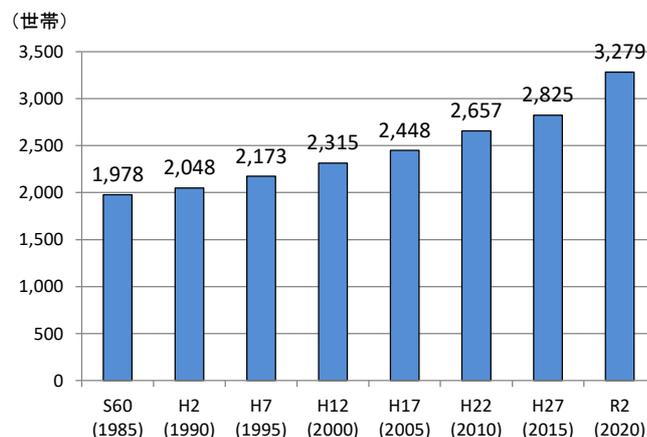
- 本町の国勢調査による人口は、緩やかな増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）現在では9,068人となっています。
- 世帯数については、増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）は3,279世帯となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、本町の人口は、全国的な人口減少社会の中においても、今後30年間は緩やかに増加することが予測されます。
- 65歳以上の高齢化率は、令和2年（2020年）現在27.4%となっており、福岡県（28.1%）よりやや低く、令和17年（2035年）までは横ばいに推移しますが、その後増加し、令和32年（2050年）には31.4%（約3人に1人）となる見通しです。
- 15歳未満の年少人口率は、令和2年（2020年）現在16.7%と、福岡県（13.3%）に比べ、高くなっています。

■人口の推移



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

■世帯数の推移



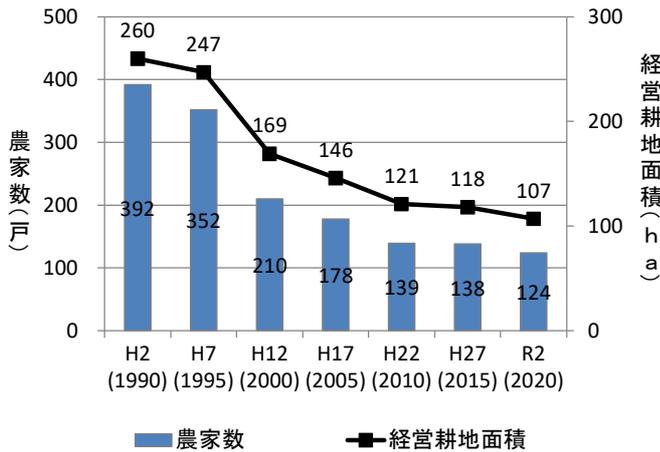
資料：国勢調査

(3) 産業動向

1) 農業

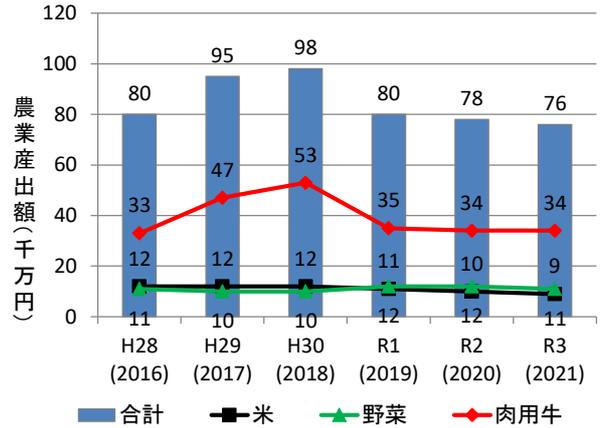
- ・令和2年（2020年）の販売農家の農家数は124戸、経営耕地面積は107haとなっています。
- ・農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農家数、経営耕地面積のいずれも減少しています。
- ・令和3年（2021年）の農業算出額（推計）は全体で7.6億円であり、そのうち肉用牛が3.4億円で全体の半数を占めています。

■農家数および経営耕地面積



資料：農林業センサス

■農業産出額（推計値）

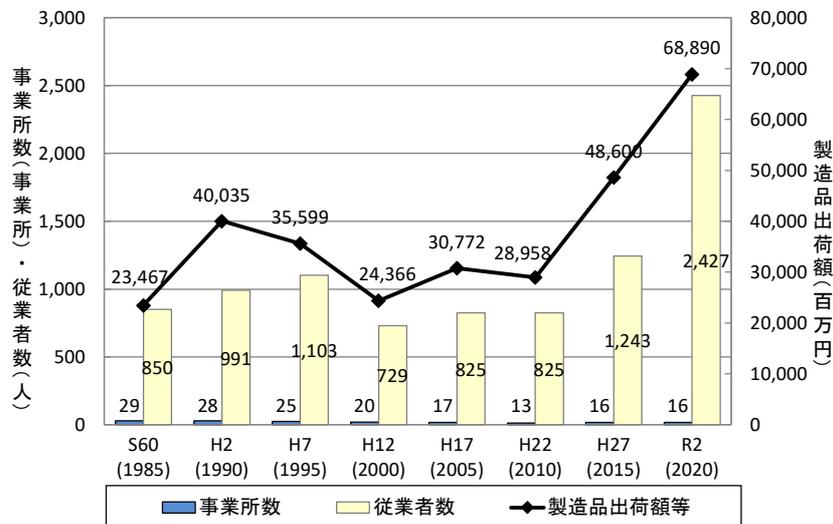


資料：市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

2) 工業

- ・令和2年（2020年）の事業所数は16事業所、従業者数は2,427人、製造品出荷額は689億円となっています。
- ・事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれも平成12年（2000年）に大きく減少し、その後横ばいで推移しましたが、平成27年（2015年）以降、大きく増加しています。

■事業所数・従業者数・製造品出荷額

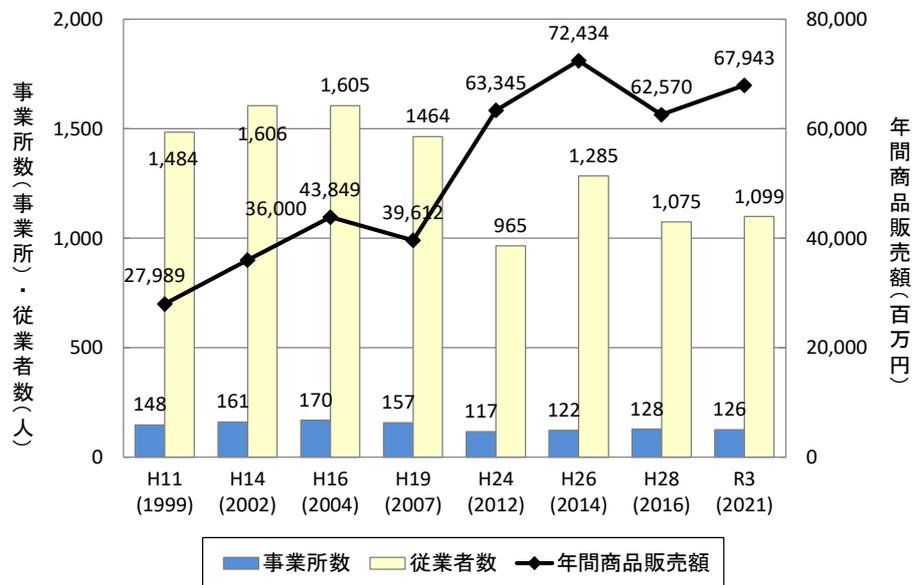


資料：工業統計、経済センサス

3) 商業

- 令和3年(2021年)の事業所数は126事業所、従業者数は1,099人、年間商品販売額は679億円となっています。
- 従業者数は、全体的に減少傾向ですが、年間商品販売額は増加傾向となっています。

■事業所数・従業者数・年間商品販売額



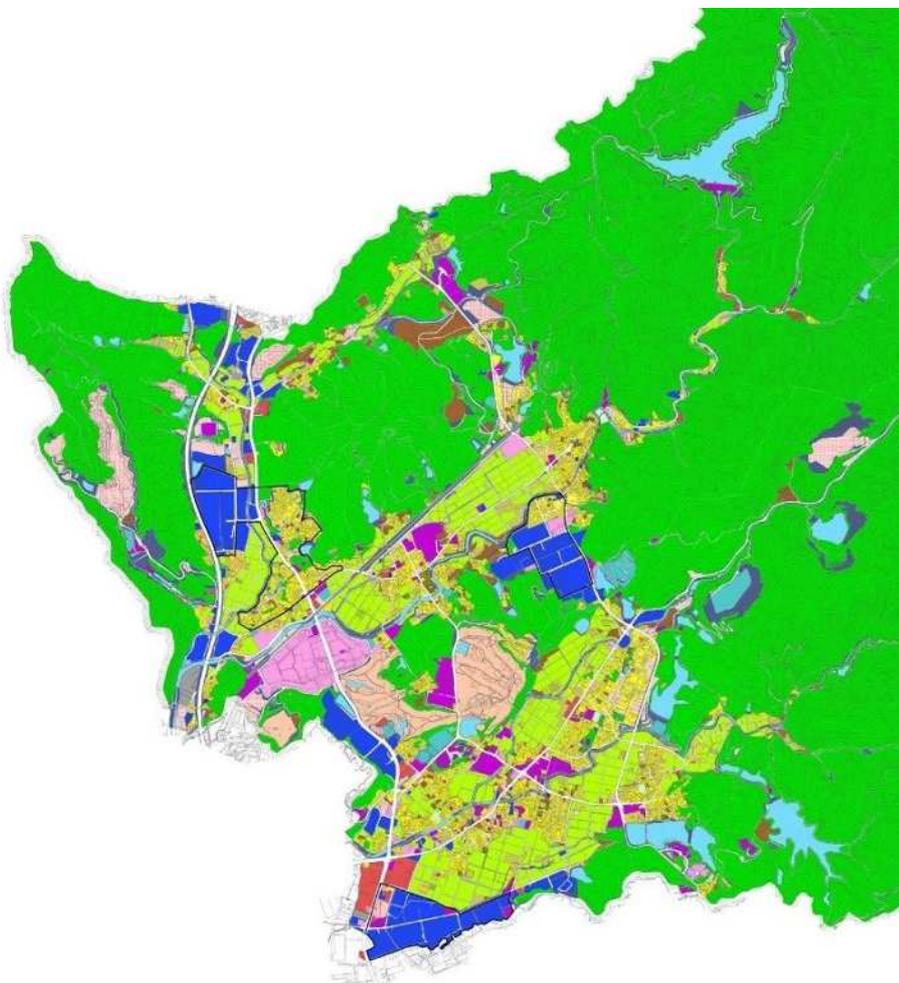
資料: 商業統計、経済センサス

(4) 土地利用現況と法規制状況

1) 土地利用現況

- 土地利用状況は、山林が70.4%を占めており、畑（1.3%）、田（4.3%）などを合わせると、全体の83.4%が自然的土地利用となっています。
- 住宅用地は3.6%となっており、商業用地は1.4%、工業用地は2.5%となっています。

■土地利用現況図



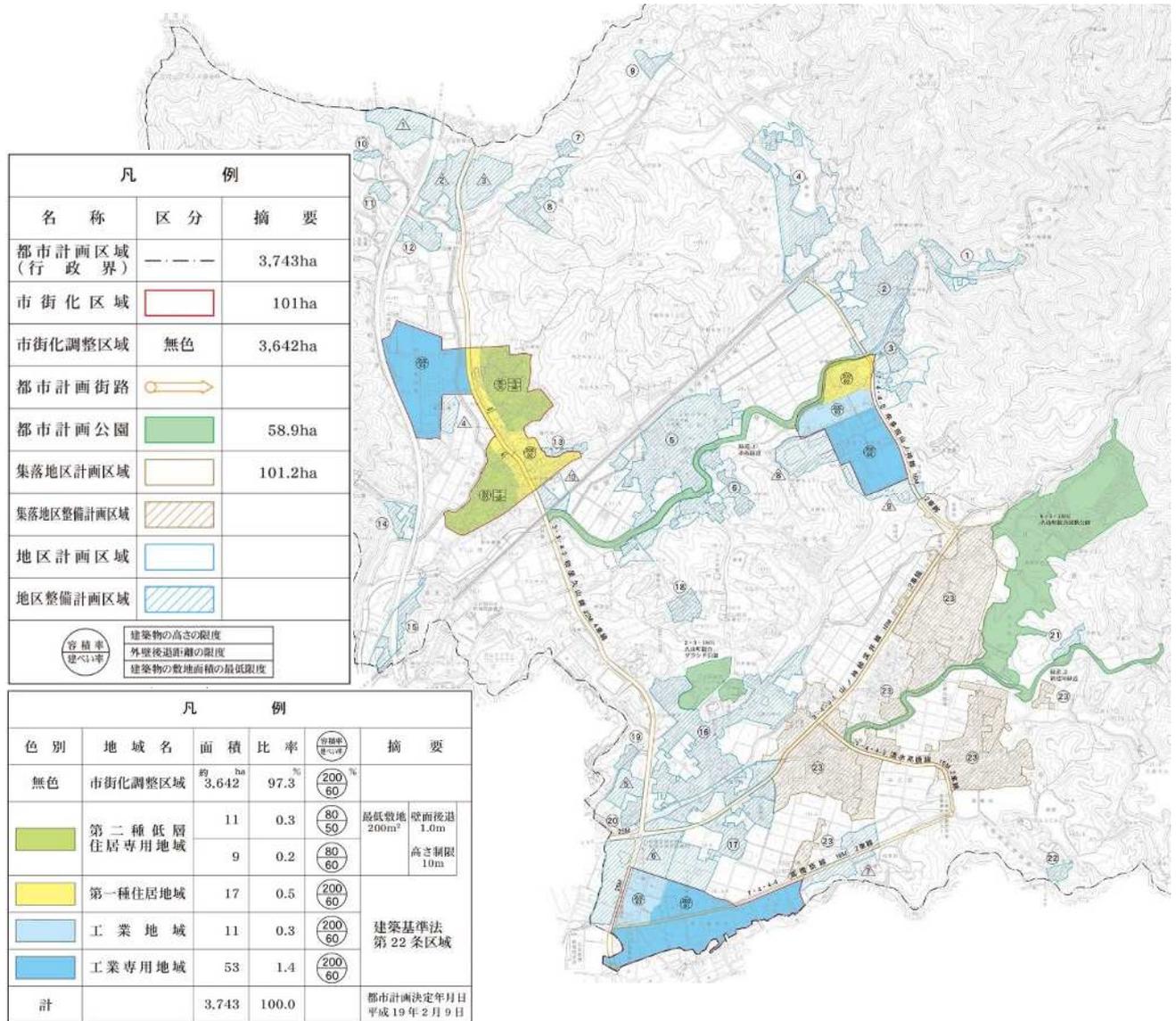
	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	合計 (ha)	割合
田	0.4	161.4	161.8	4.3%
畑	1.7	46.4	48.1	1.3%
山林	4.3	2,631.8	2,636.1	70.4%
水面	1.1	106.9	108.0	2.9%
その他の自然地	6.3	161.4	167.7	4.5%
自然的土地利用 計	13.8	3,107.9	3,121.7	83.4%
住宅用地	18.5	116.4	134.9	3.6%
商業用地	2.3	49.1	51.4	1.4%
工業用地	49.0	44.1	93.1	2.5%
公益施設用地	1.9	41.0	42.9	1.1%
公共空地	0.4	19.1	19.5	0.5%
道路用地	13.1	151.4	164.5	4.4%
交通施設用地	0.0	7.0	7.0	0.2%
その他の公共施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0%
その他の空地	2.0	103.0	105.0	2.8%
農林漁業施設用地	0.0	4.0	4.0	0.1%
都市的土地利用 計	87.2	535.1	622.3	16.6%
合計	101.0	3,643	3,744	100.0%

資料: 令和4年度都市計画基礎調査

2) 用途地域の指定状況

- 町域の約 97%を市街化調整区域に指定するなど、法的規制により秩序ある土地利用を維持しています。
- 用途地域内の用途区分の割合は、工業専用地域がもっとも高く 52.5%、次いで第2種低層住居専用地域が 19.8%、第1種住居地域が 16.8%、工業地域 10.9%となっています。
- 住宅開発や工場立地等に集落地区計画、調整区域地区計画を導入し、計画的に推進しています。

■用途地域の指定状況



	面積	割合	用途地域内割合
用途地域	101ha	2.7%	100.0%
第2種低層住居専用地域	20ha	0.5%	19.8%
第1種住居地域	17ha	0.5%	16.8%
工業地域	11ha	0.3%	10.9%
工業専用地域	53ha	1.4%	52.5%
用途地域外	3,643ha	97.3%	-
合計	3,744ha	100.0%	-

資料: 福岡広域都市計画総括図(久山町) (令和4年3月)

2) 区域別人口増減

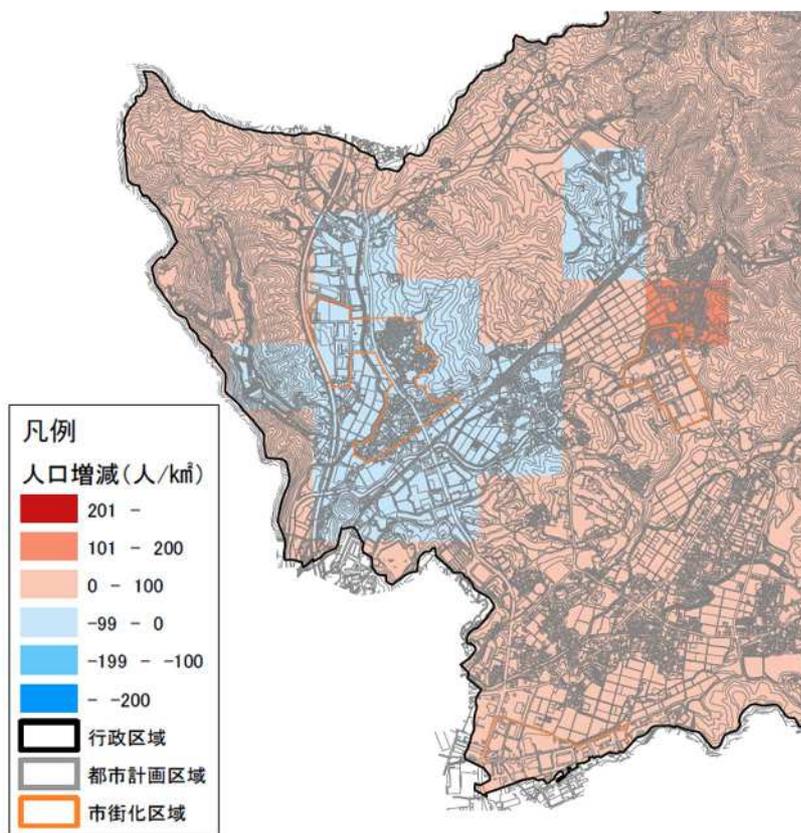
- 平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの5年間で、都市計画区域人口（＝行政人口）は、増加しており、これは市街化調整区域の人口増加によるものです。特に、近年、草場、上山田、上久原の一部において人口が増加しています。
- 令和4年（2022年）現在の都市計画区域人口（＝行政人口）に対する市街化区域の人口比率は12.3%、市街化調整区域の人口比率は87.7%となっていることから、約9割が市街化調整区域内に住んでいる状況です。
- 市街化調整区域においては、土地区画整理事業や再開発事業が行われています。これに伴い、人口は増加傾向が続いています。

■区域別人口の推移

	平成30年 (2018年)		令和4年 (2022年)		増減 (平成30年(2018年) ⇒令和4年(2022年))	
	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	率
行政区域	8,821	100.0%	9,244	100.0%	423	4.8%
都市計画区域	8,821	100.0%	9,244	100.0%	423	4.8%
市街化区域	1,163	13.2%	1,135	12.3%	-28	-2.4%
市街化調整区域	7,658	86.8%	8,109	87.7%	451	5.9%

資料: 令和4年度都市計画基礎調査

■人口増減の状況（令和4年）



資料: 令和4年度都市計画基礎調査

(6) 都市施設等の整備状況

1) 都市計画道路

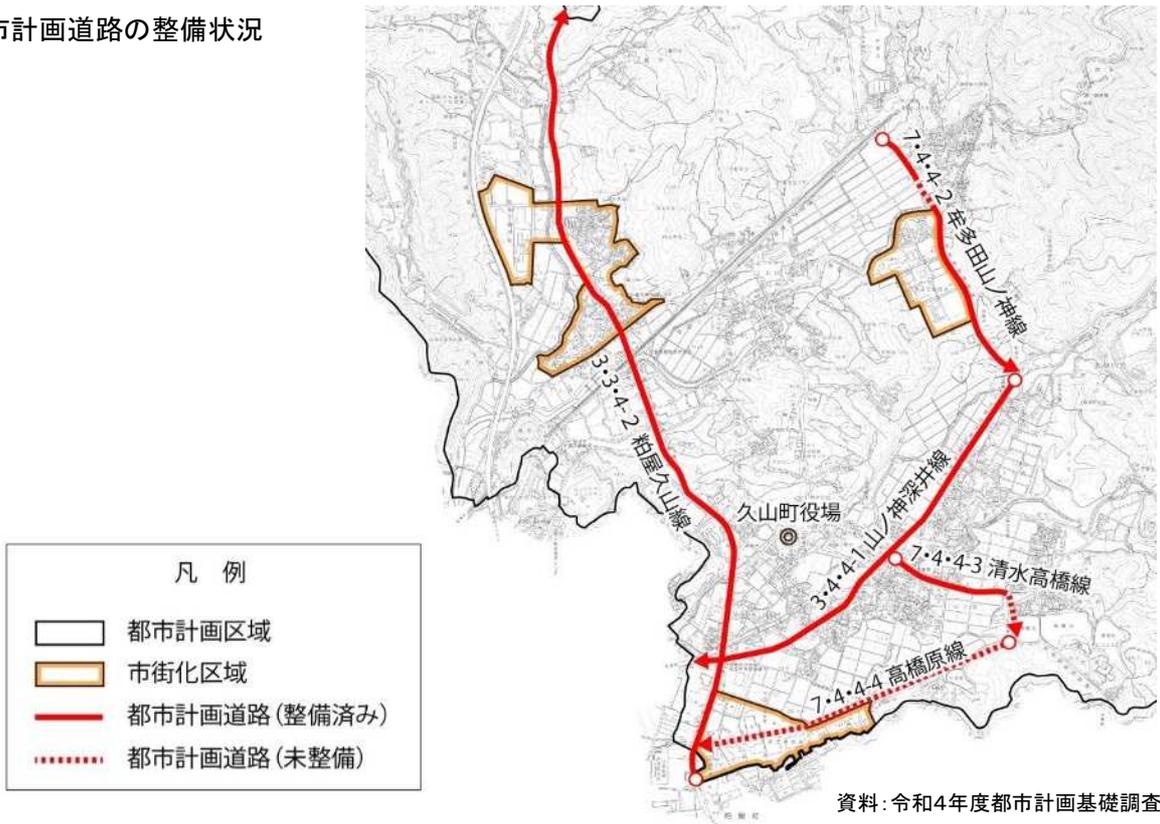
- ・本町は都市計画道路として、5路線を計画決定していますが、未整備路線が残されており、整備率は71.0%となっています。

■都市計画道路の決定状況

番号	街路名称	幅員 (m)	延長 (m)	総延長 (m)	決定日
3・4・4-1	山ノ神深井線	16	2,570	2,700	(当初) 昭和 47 年 12 月 7 日
		25	130		(変更) 平成 23 年 4 月 13 日
3・3・4-2	粕屋久山線	22	4,070	4,820	(当初) 昭和 47 年 12 月 7 日
		25	750		(変更) 平成 23 年 4 月 13 日
7・4・4-2	牟多田山ノ神線	16	1,670	1,670	(当初) 昭和 47 年 12 月 7 日 (変更) 平成 23 年 4 月 13 日
7・4・4-3	清水高橋線	16	950	950	(当初) 昭和 47 年 12 月 7 日 (変更) 平成 23 年 4 月 13 日
7・4・4-4	高橋原線	16	2,000	2,000	(当初) 昭和 47 年 12 月 7 日 (変更) 平成 23 年 4 月 13 日

資料：福岡広域都市計画総括図(久山町)(令和4年3月)

■都市計画道路の整備状況



■都市計画道路の整備状況（令和5年12月現在）

	全 町	市街化区域
計画決定延長	12.14 km	2.1 km
整備済み延長	8.62km	1.45 km
道路整備率	71.0%	69.0%

資料：久山町調べ

2) 公園

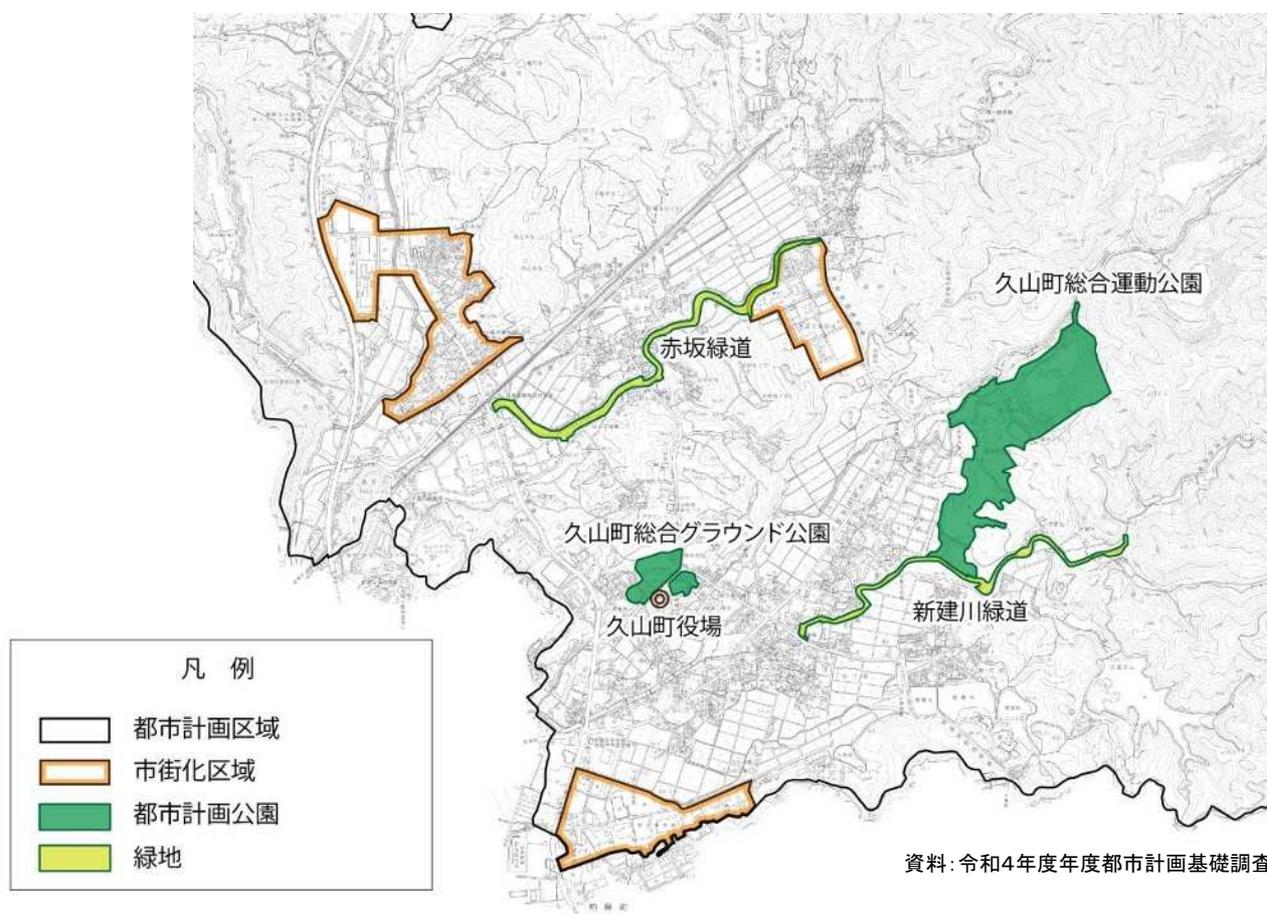
- ・ 2箇所の都市計画公園、2箇所の都市緑地があり、現在事業中の総合運動公園（40ha）以外はすべて整備済みです。

■都市計画公園、緑地の決定状況

	番号	街路名称	面積	決定日
都市計画公園	3・3・1801	久山町総合グラウンド公園	5.8ha	平成 15 年 6 月 26 日
	6・5・1801	久山町総合運動公園	40.0ha	平成 23 年 1 月 12 日
緑地	1	赤坂緑道	6.3ha	昭和 56 年 12 月 15 日
	2	新建川緑道	6.7ha	昭和 61 年 10 月 21 日

資料：福岡広域都市計画総括図(久山町)(令和4年3月)

■都市計画公園、緑地の状況



資料：令和4年度年度都市計画基礎調査

■都市計画公園・緑地の整備状況

令和5年12月現在

計画決定面積	58.8 ha
整備面積	20.5 ha
整備率	34.9%
人口一人あたり面積 (㎡/人)	22.0 ㎡
※R5 住民基本台帳 9,324 人	

資料：久山町調べ、令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数 (R4.1.1~同年12.31まで)

3) 下水道

- 公共下水道は、96.4%の普及率で整備が進んでいます。

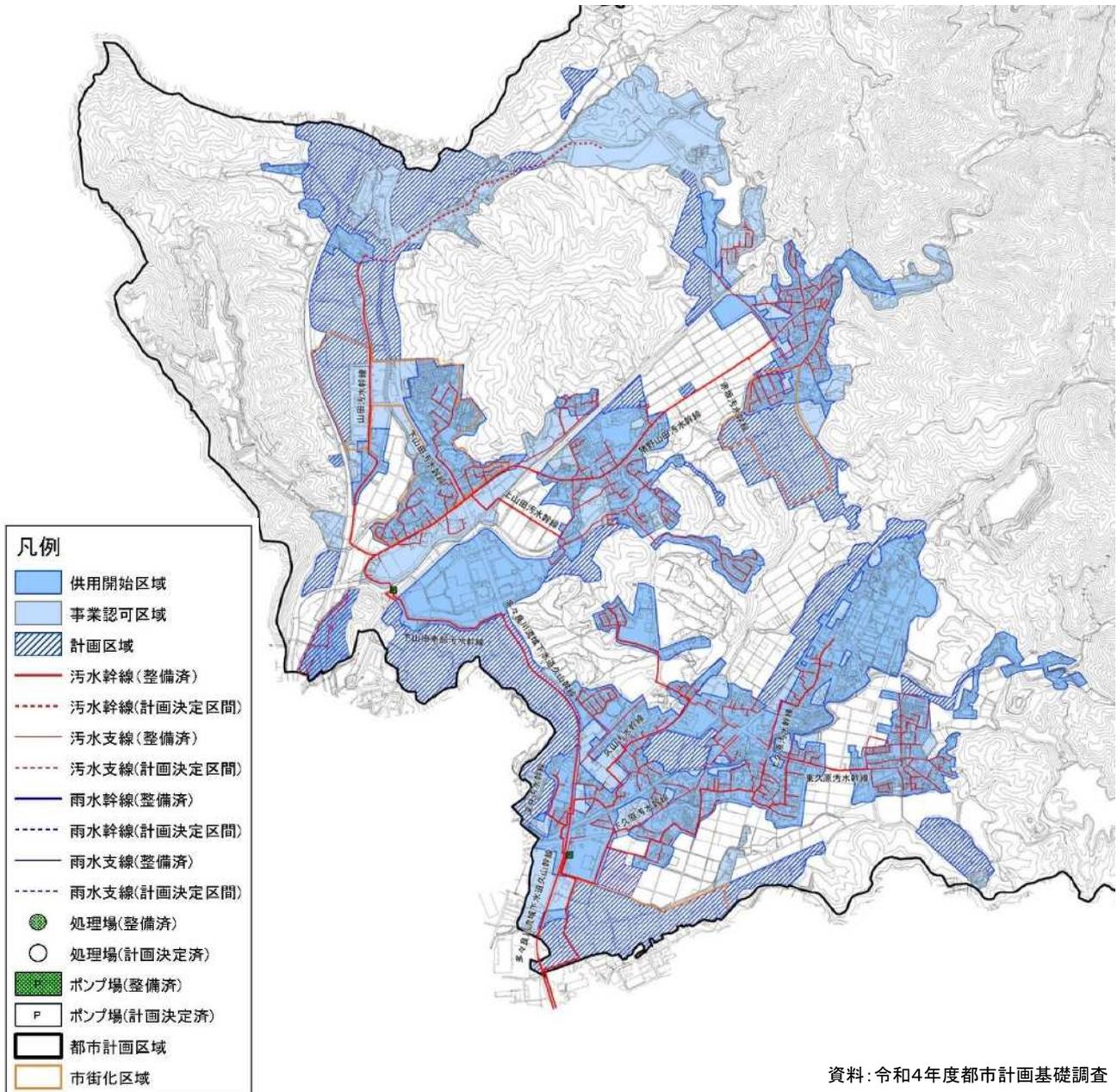
■公共下水道（污水）の整備状況

令和6年3月現在

処理計画区域面積(ha) (A)	661.2
当初事業認可区域(ha) (B)	519.7
共用区域面積(ha) (C)	347.4
当初区域整備率(%) (C/B)	66.8
全体区域整備率(%) (C/A)	52.5
計画人口フレーム(人)	8,400
全体区域内人口(人) (D)	9,115
処理人口(人) (E)	8,786
普及率(%) (E/D)	96.4

資料：久山町上下水道課

■公共下水道（污水）の整備状況



資料：令和4年度都市計画基礎調査

2. まちづくりの課題

(1) 地域コミュニティの活性化と生活基盤整備

- 少子高齢化、若者・壮年層の町外転出等に伴い活力が低下している地域コミュニティの再活性化が必要です。そのため、地区計画制度の活用などにより、地域の特性に応じた計画的な住宅供給と生活基盤の整備を進める必要があります。
- 住民の健康増進やレクリエーションの場として、総合運動公園の整備を進めていくことが必要です。

(2) 農地保全と農林業の振興

- 都市との交流促進など、久山町にふさわしい農林業のあり方を模索し、農林業経営の安定化と合わせた、農林地の保全、整備が必要です。

(3) 都市的開発圧力への適切な対応

- 無秩序な土地利用を防ぎ、各集落の特性に応じた計画的な地域づくりを推進する必要があります。
- 持続可能なまちづくりを体現していくためにも未利用地の有効活用は重要であり、新たなコミュニティを生み出す場づくりが必要になっています。特に、地域活性化ゾーンは、SDGsの実現を目指すとともに、人口減少や自然災害の多様化、産業構造の変化など多くの社会課題を解決するためのゾーンとして活かしていきます。

(4) 都市環境、景観の保全、形成

- 「健康田園都市」の実現に向けた、より良い都市環境、景観形成を進める必要があります。

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念と将来都市像

(1) まちづくりの基本理念

1) 総合計画の基本理念

<基本理念>

「国土」「社会」「人間」の3つの健康づくりによる健康を真に実感できるまちづくり

2) 都市計画の基本理念

①「都市」と「農村」との共生に向けたまちづくり：持続可能な発展モデル

本町がこれまで実施してきた環境重視のまちづくりを堅持し、今後も進展する都市的土地利用についても、慎重かつ計画的に対処し、「都市」と「農村」との共生に向けた持続可能な発展モデルを継続していきます。

②健康田園都市にふさわしい美しい景観づくり

都市の魅力の一つとして、「潤い」や「やすらぎ」のある快適な都市環境が求められています。美しく個性的で魅力ある健康田園都市を目指し、これまで培ってきた田園風景や山の稜線などの風景を守り、育むために、町全体に美しい景観づくりを推進します。

③地域住民が主体となったまちづくり

本町では、集落地区計画導入時に田園地区推進委員会を設置し、地域住民が主体となって計画案を作成した実績があります。今後とも、地域の資源を保全、活用しつつ、活力ある地域社会の形成を目指して、住民の合意に基づいた計画的なまちづくりを進めます。

(2) 久山町が目指す将来像

<将来像>

だれもが生き生きと暮らせる「健康田園都市」の実現

(3) 将来人口

将来人口は、水供給や宅地供給、農林業保全等を考慮し、本計画でも第4次久山町総合計画の目標人口で設定した約13,500人（長期的都市計画による人口目標）とします。ただし、急激な人口増加は、自然環境や地域コミュニティの形成を阻害する恐れがあり、「農業」と「都市」との共生に向けた持続可能な都市発展への配慮が必要です。

そのため、当面は、地域の活性化と自立した地域社会の維持を目的として、人口10,000人を目標に、環境共生を重視した人口増加策等を展開し、その実現を目指します。

2. 自然と共生する都市づくりに向けた土地利用

(1) 土地利用の基本的考え方

1) 久山らしい自然の摂理を残す明快な土地利用構成の維持、発展

- 山は山らしく、川は川らしく、丘は丘らしく、ふるさとの山河、身近な自然を守り、町民が憩える場とします。
- 田園は田園らしく、広々と美しい田園風景を維持します。
- 農村集落は農村集落らしく、落ちついた佇まいを後世に遺します。

2) 都市と農村との秩序ある共生

- 自然、農業、農村集落など守るべき区域を設定し、農業の振興、生活環境の保全を図ります。
- 環状道路を配置し、自律ある都市づくりを進めます。また、主要地方道筑紫野古賀線沿いを中心に都市的活力と魅力を高めるための土地利用を誘導します。
- 町の活性化、雇用の場の創出を図るため、自然・農業環境の保全に配慮し、引き続き各種プロジェクトの推進に努めます。
- それ以外の集落、田園空間は、自然環境保全、農林業との共生に配慮しつつ、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

(2) 地域特性を活かした土地利用

1) 豊かな自然環境の保全と活用

●豊かな「森」の保全、活用：「森を守る区域」

森林地域の持つ多様な機能を保全、活用し、今後とも森林らしさ、山らしさを守ります。また、採石場跡地等は、諸機能の増進や美しい風景の保全などに配慮しつつ、自然再生や屋外施設としての適切な利用促進を図ります。

●「丘」の保全、活用：「丘を活かす区域」

ふるさとの川と丘を守り、美しい田園環境を維持、発展させます。開発、整備に当たって、その機能を損なわないように配慮し、※地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン、観光交流ゾーンの形成に努め、都市との交流、レクリエーション、健康、福祉、雇用等、住民の憩いの場とします。(※P20参照)

2) 農地と農村集落環境の保全、整備

●潤いとゆとりをもたらす「農地」の保全：「農業を守る区域」

農地は農業生産の場であるとともに、生産緑地、遊水機能など、多機能を有しているため、無秩序な転用を抑制し、農振農用地等の集团的優良農地の保全に努めます。

●美しい農村集落環境の創造：「農村集落を守り育む区域」

美しい農村集落環境を維持するとともに、無秩序な個別開発を抑制し、適正かつ秩序ある都市的開発を計画的に誘導し、生活環境の改善を図るとともに健全な集落環境を形成します。そのため、各々の集落特性にあった保全、整備を進めます。

3) 都市的な魅力と活力の創造

●都市的魅力を高める道路沿道環境の創出：「沿道の魅力を創る区域」

本町の骨格となる環状道路を形成しつつ、都市的開発を計画的に誘導し、田園・集落地域と調和した適正な土地利用、緑豊かな街並みを創造します。

●都市活力を高める拠点の創造：「活性化と雇用増進を図る区域」

地域活性化ゾーンに社会課題を解決していく機能、メディカルヘルスゾーンに健康・憩いの機能、都市との交流ゾーンに商業サービス機能や文化交流機能、行政文化センターゾーンに教育文化関連施設の機能、観光交流ゾーンでは、地域資源を活かした観光振興を進めます。

3. 部門別まちづくり方針

3-1. 土地利用の方針

項 目	内 容
(1) 土地利用の基本的な考え方	<p>○「都市」と「農村」との共生に向けた総合的な土地利用を推進します。</p> <p>○線引きについて必要に応じた見直しを行うことで、明快な土地利用区分、優れた田園景観の維持、発展及び農林業の保護を図ります。</p> <p>○市街化区域は、工業地、住宅地それぞれの環境の維持、増進を目指し、秩序ある土地利用を進めます。</p> <p>○市街化調整区域では、調整区域地区計画制度を積極的に活用し、目指す都市像実現に資する都市的開発を計画的に誘導し、田園文化都市として秩序ある土地利用を目指します。</p> <p>○そのために、「計画なきところの開発なし」を基本姿勢として、地域主体のまちづくりを進め、きめ細やかな保全、整備を図ります。</p>
(2) 市街化区域内の土地利用方針	<p>●工業地</p> <p>○3つの工業団地の生産環境の保護を図るとともに、周囲の田園環境との調和に配慮し敷地緑化等に努めます。</p> <p>●住宅地</p> <p>○下山田及び猪野の住宅市街地は、道路等の基盤整備と合わせて良好な住環境の形成を図ります。</p>
(3) 市街化調整区域の土地利用方針	<p>●自然・森林保全区域～森を守る区域～</p> <p>○良好な自然環境や美しい風景、水源かん養等の公益的機能を有する森林は、林産物の生産等の経済機能などの維持、増進を目的として、これらの区域を保全します。</p> <p>○また、猪野川、新建川沿いを自然環境活用地として整備・活用を図ります。</p> <p>●環境共生創造区域～丘を活かす区域～</p> <p>○市街地・集落地等に隣接する3つの丘陵部（地域活性化ゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン）は、町民に身近な自然を提供し、景観や都市空間の秩序化、緩衝、遮断等の機能を持つ緑地環境として、保全・活用・整備します。都市政策上必要な開発(プロジェクト、計画的住宅開発等)の際には、各ゾーンの形成に努めながら斜面緑地の保全等、前述の諸機能が損なわれないよう十分に配慮します。</p> <p>●農業保全区域～農業を守る区域～</p> <p>○農振農用地、集団優良農地は、農業生産機能に加え、風致機能、災害時の遊水・非難機能など、ゆとりある環境や田園景観を構成する重要な要素であることから、その保全に努めます。</p> <p>●田園集落居住区域～農村集落を守り育む区域～</p> <p>○既存集落地及びその周辺の介在農地、一般住宅地を含めた農村集落環境を一体的に保全・整備します。集落特性に応じ、従来良さを活かすとともに、新規の住宅地開発は、既存の環境保護やコミュニティの形成・維持に配慮しつつ、市街化調整区域での地区計画の指定などにより計画的な地域まちづくりを推進します。</p>

●プロジェクト区域～都市活力を高める区域～

○都市の活力を高めるため、地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン、観光交流ゾーンといったプロジェクトの推進を図ります。特に、地域活性化ゾーン(約140ha)では、社会課題を解決していくゾーンとしての開発について取り組みます。

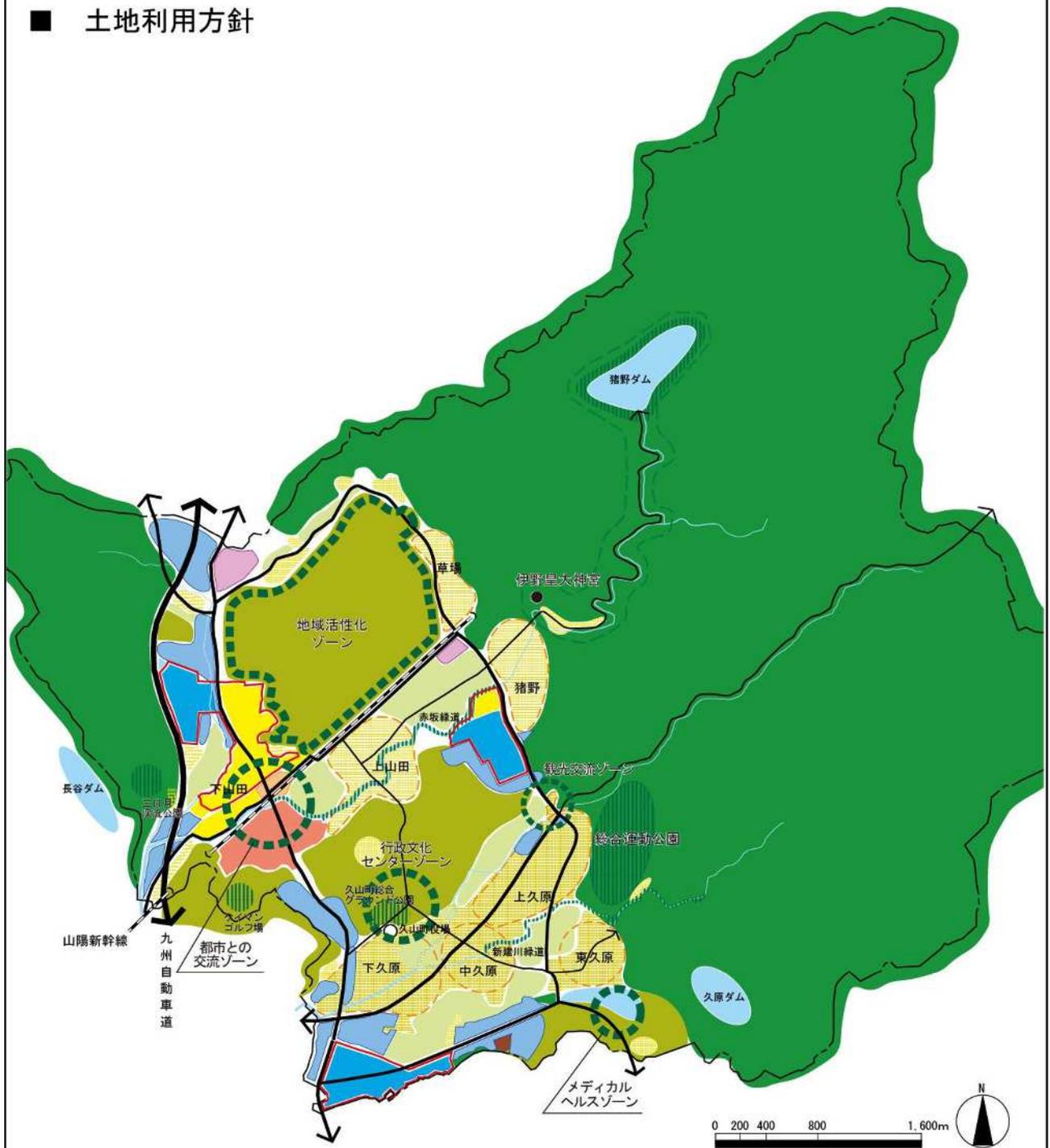
●産業施設区域～都市活力を高める区域～

○既存の多様な施設の立地環境の維持・向上を図り、また、都市の活性化や雇用の場の創出を図るため、既存の工業地周辺や幹線道路沿道において、市街化調整区域地区計画の指定などにより、商業・工業・流通系土地利用の誘導を図ります。

●沿道環境形成区域～沿道の魅力を創る区域～

○地域特性に応じて、都市的利便性を高め、計画的に施設立地誘導を行い、田園環境と調和した快適で便利な沿道環境を形成します。主として、商業系施設は既に商業地を形成している主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺、工業・流通系施設は既存工業地周辺等に配置します。

■ 土地利用方針



凡例

「市街化区域」

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 工業地
- 住宅地

「市街化調整区域」

- 自然・森林保全区域
- 自然環境活用地区
- 環境共生創造区域
- プロジェクト区域
- 農業関連施設地
- 商工業・流通系施設地

- 農業保全区域
- 田園集落居住区域
- 沿道環境形成区域
- 商業地
- 商業・住宅地
- 工業・流通系施設地

「町域」

- 主要な道路
- 公園、緑地等
- 河川・水面

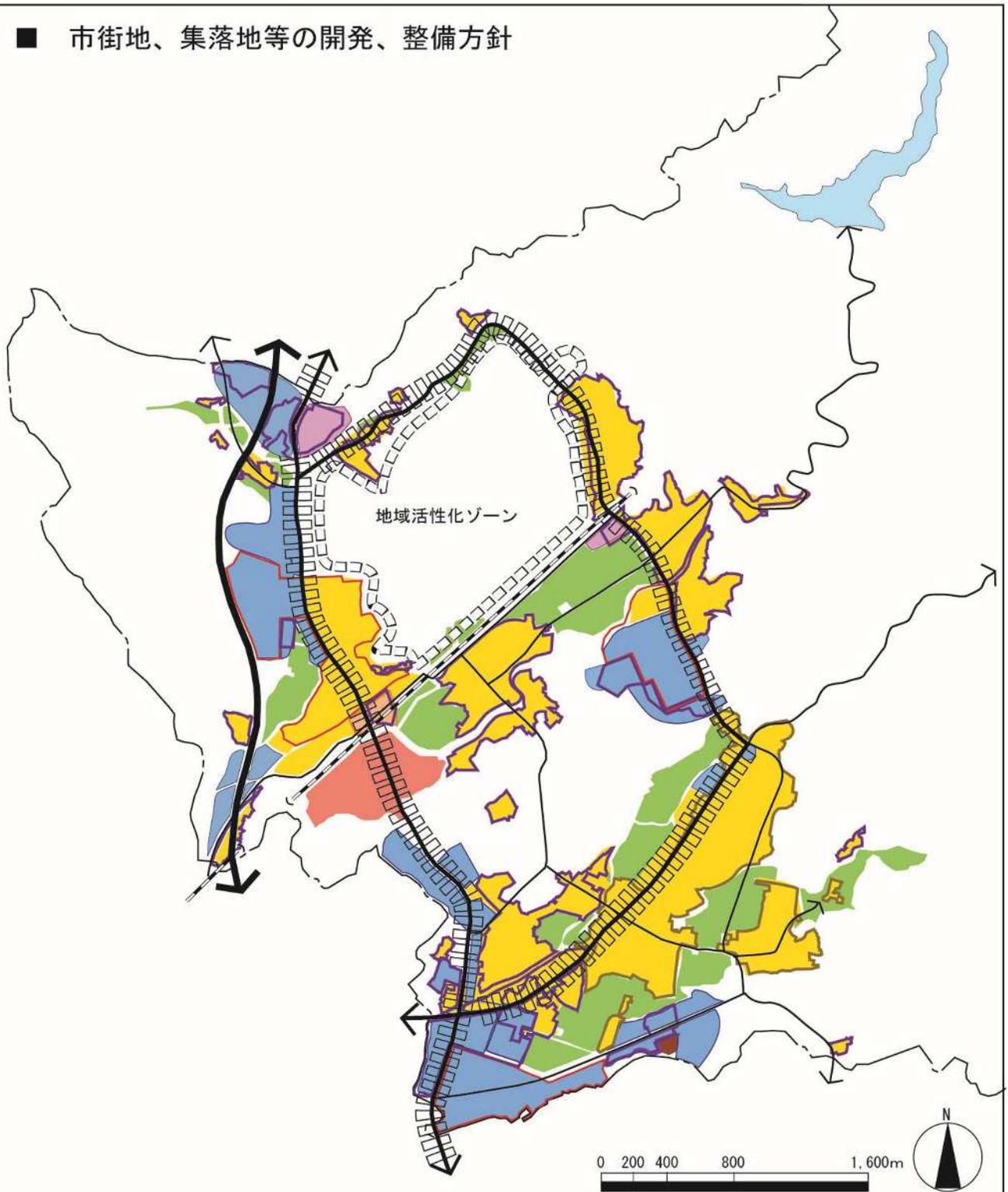
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の開発、整備方針

項 目	内 容
(1) 市街地、集落地の開発、整備の基本的な考え方	<p>《市街化区域》</p> <p>○市街化区域内の工業地、住宅地の環境維持及び利用増進に向け、計画的な整備を推進します。</p> <p>《市街化調整区域》</p> <p>○既規定の集落地区計画(1箇所)と調整区域地区計画(32箇所)区域内の整備を推進します。</p> <p>○集落地及び周辺においては、町の施策や地域の合意に基づいて、住宅や生活利便施設・商業施設等の整備、開発を進める区域を指定し、地域コミュニティの維持に配慮しながら開発、整備を推進します。</p> <p>○幹線道路沿い及び丘陵部は、自然環境や集落環境との調和を図りつつ、継続的な検討を行い、計画的な開発誘導を行います。</p>
(2) 市街化区域内の整備推進	<p>○工業地は、既存工業団地の生産環境の維持増進のため、土地利用調整を図り、隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発を検討していきます。</p> <p>○住宅地は、地区の特性に応じた計画的な整備を進めます。</p>
(3) 既決定の地区計画区域内の整備推進	<p>●集落地区計画に基づく整備推進</p> <p>○上久原・中久原・東久原の集落地区は、地区整備計画の導入等により、周囲の自然環境と調和した良好な居住環境をもつ集落形成を図ります。</p> <p>○基盤整備済みの中久原地区、東久原地区は、地区整備計画に沿って宅地化促進を図ります。</p> <p>●調整区域地区計画に基づく整備推進</p> <p>○調整区域地区計画(集落型)は、今後とも、行政区や隣組合を単位として導入し、良好な環境の住宅地や集落の保全、形成を図ります。</p> <p>○調整区域地区計画(非住居系)は、非住居系施設の立地が妥当と考えられる幹線道路沿道や既存の工業団地周辺などを対象に導入し、工業・流通・商業などの誘導促進を図ります。</p>
(4) 地域特性に応じた集落地及び周辺の整備、開発促進	<p>○コミュニティの活力維持などのために住宅地化を促進する区域を指定し、一団のまとまった空地や有効利用できる土地において、計画的な住宅地開発、生活利便施設・商業施設等の立地を進めます。</p> <p>○既存の集落地及び周辺は、地区整備計画を策定することによって、一体的な開発、整備を進めます。ただし、住宅地化を促進する区域のうち、主要地方道にも隣接する区域については、町の施策や地域の合意に基づき、雇用機会の増大やコミュニティの活力維持を図ることができ、かつ、周囲の環境に重大な影響を及ぼさない場合には、流通あるいは商業系施設の開発、整備も可能とします。</p>
(5) 幹線道路沿道、丘陵部の計画的な開発誘導	<p>●幹線道路沿道の土地利用調整の推進</p> <p>○幹線道路沿道の継続的な検討を行う区域は、土地利用転換や基盤整備の必要性について今後とも検討を行い、調整を図っていきます。</p> <p>その上で、土地利用の転換を図ることとなった区域は、土地区画整理事業や調整区域地区計画を導入して、開発、整備を進めます。</p>

●丘陵部の計画的開発の推進

○社会課題を解決していくゾーンとしての導入を図り、持続可能なまちづくりを目指し、三岳を地域活性化ゾーンとして計画的な開発を推進します。その際、周辺の自然環境、集落環境との調和に配慮し、事業者との協議を十分に行い、進めることとします。

■ 市街地、集落地等の開発、整備方針



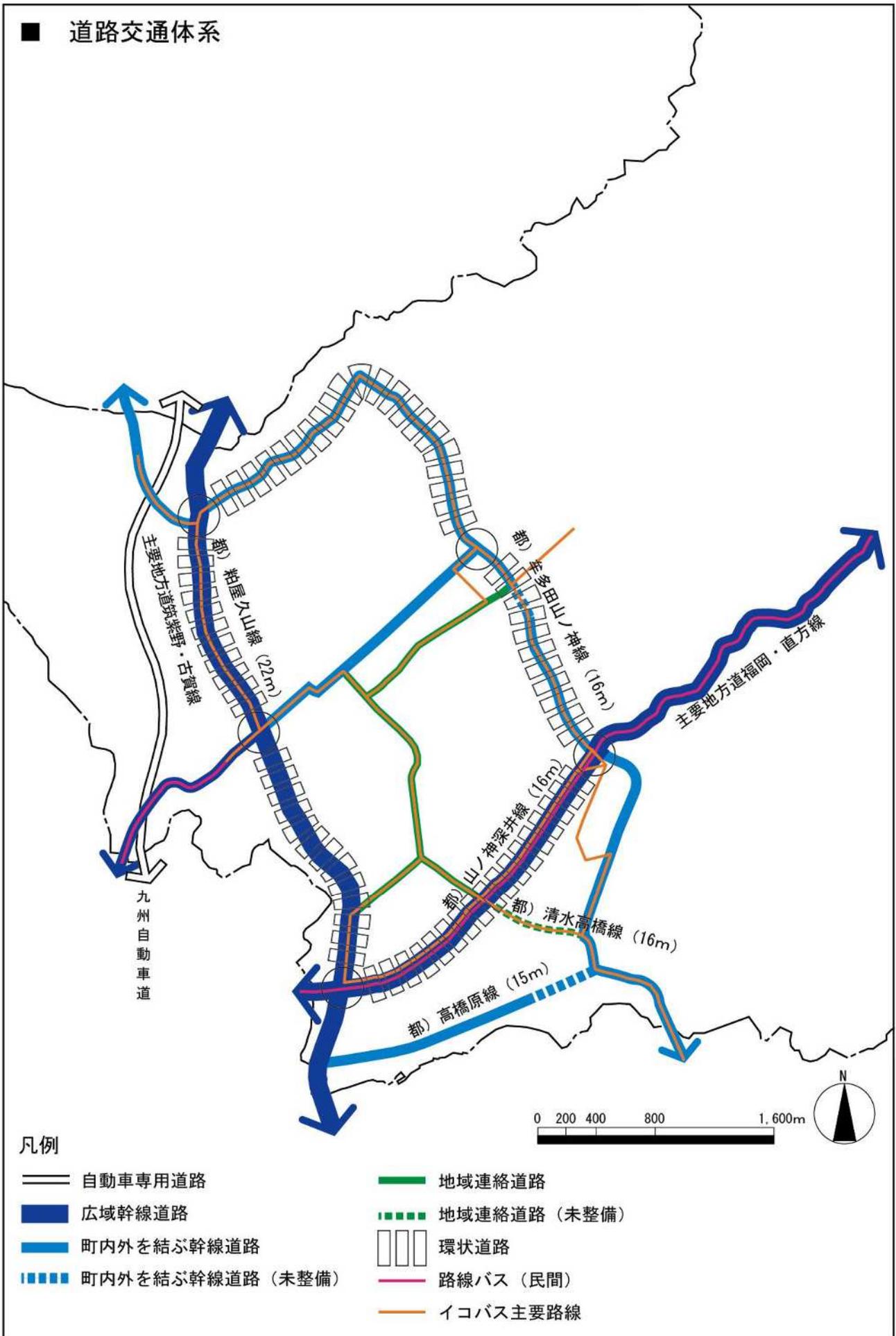
凡例

- | | | | |
|------------|--------------------|------------|---------|
| 市街化区域 | 計画的開発地
(地域活性化等) | 商業地 | 農業関連施設地 |
| 集落地区計画区域 | | 商業・住宅地 | 猪野ダム |
| 調整区域地区計画区域 | | 商工業・流通系施設地 | 主要な道路 |
| 沿道環境形成区域 | | 工業・流通系施設地 | |
| | | 住宅地・集落地 | |
| | | 農地 | |

3-3. 道路交通体系の方針

項 目	内 容
(1) 道路交通体系の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○都市活動を支え町民の誰もが移動しやすい道路交通網を確保します。 ○誰もが安心して通行できる「人にやさしい道づくり」を目指します。 ○環境・エネルギー問題に配慮し、公共交通手段の充実・確保を図ります。
(2) 田園環境と調和した道路網の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●骨格となる幹線道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺都市と連絡する「広域幹線道路」として、主要地方道の整備を国、県と協力して進めます。 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路を「町内外を連絡する幹線道路」として位置づけ、その整備を進めます。 ○主要地方道から町役場にアクセスする道路などの主要な町道を「地域連絡道路」として位置づけ、未整備箇所の整備を進めます。 ○町の骨格となる道路のうち、町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路を「環状道路」として位置づけ、整備の推進を図ります。 ●市街地、集落地内のそれぞれの特性に応じた道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ○集落環境の保護や既存道路の活用、住民主体の道づくりに配慮して、各地域のまちづくり計画（地域別構想＋地区整備計画）を策定し、それに基づいて、官民の役割分担のもとで計画的に整備を進めます。
(3) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとにやさしい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して快適に歩ける道路整備を進めます。 ○交差点や主要な公共施設周辺など、人が多く集まる箇所は、歩行者空間の拡充に努めます。 ●環境共生に配慮した道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○道路植栽など、周囲の環境と調和した道路空間形成に努めます。 ○河川沿いや農道などを活用した散策路の整備を検討します。
(4) 公共交通の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の維持、総合的な交通施策への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通手段の充実、適切な交通規制などを関係機関と協議・調整を図りつつ取り組みます。 ○バスルートとなる道路の整備やバスベイ（バスが停車するスペース）の設置など、走行環境の改善を進めます。 ○バス交通の利用促進に向けて、バス利用者の利便性の向上を図ります。

■ 道路交通体系

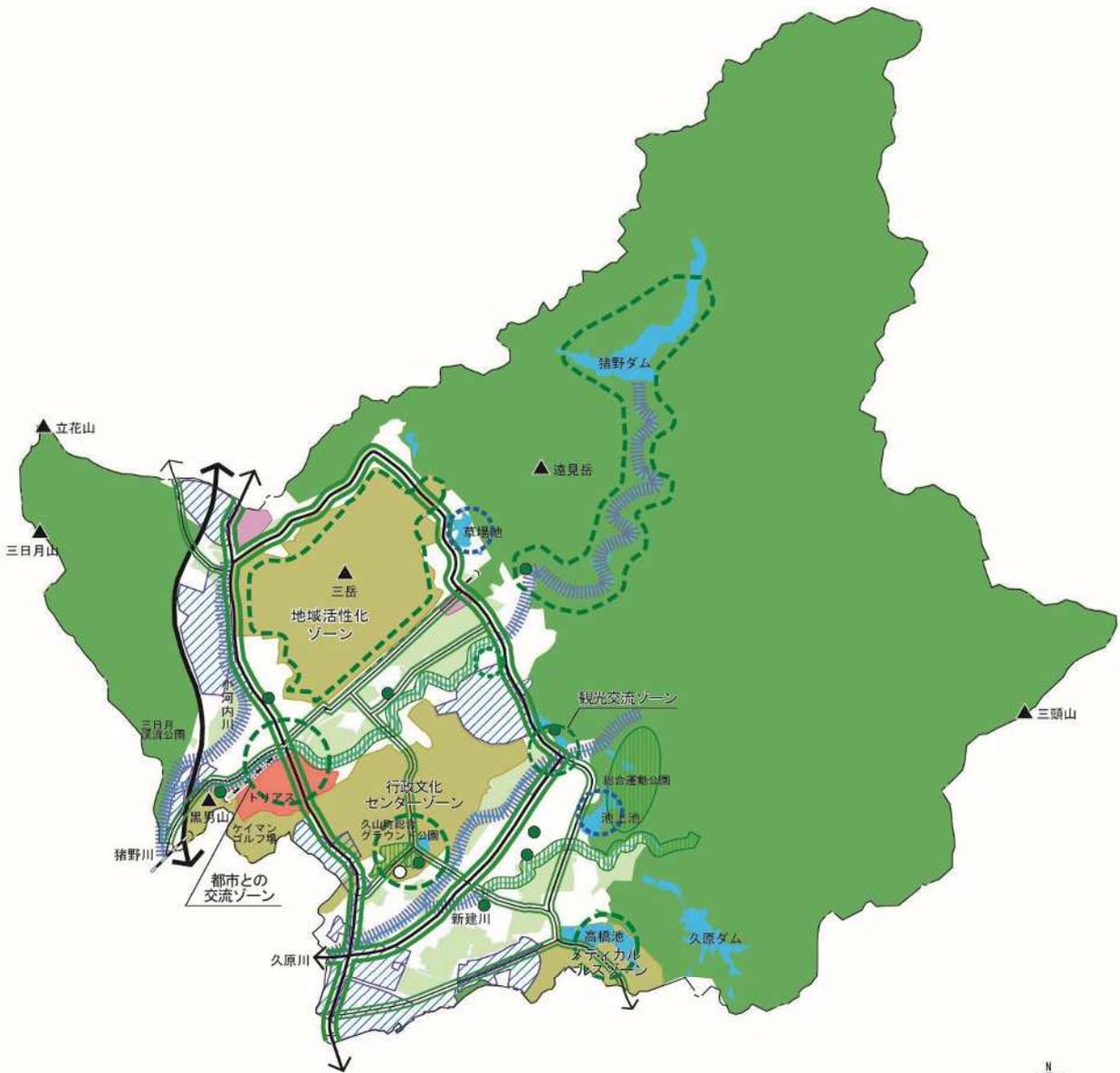


3-4. 水と緑の田園・都市環境形成方針

項 目	内 容
<p>(1) 水と緑の田園・都市環境形成の基本的な考え方</p>	<p>《生態系の再生に向けた水と緑の保全、整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統的な農村が有していた循環型のシステムを見直し、自然生態系を尊重した環境負荷の小さい循環型社会の実現を目指します。 ○水・緑環境の整備や野生生物の生息環境の保全、整備を進め、豊かな自然、田園環境の再生と創造を目指します。 ○持続的な発展のため、自然、田園環境の保全を町内外の協力を得ながら進め、合わせて都市住民との交流の場、健康増進の場づくりを進めます。 <p>《田園環境と都市環境との融合に向けた水と緑の骨格的な保全、整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○明快な土地利用構成を維持しつつ、水と緑の骨格づくりを進めます。 ○森や丘の緑地がもつ多様な機能を保全し、計画的かつ公益的な活用を通じて緑の再生を図ります。 ○河川、水路、ため池とその周辺は、治水・利水目的に加え、日常生活に潤いと恵をもたらす場にふさわしい環境整備を図ります。 ○環状道路などの骨格的な道路の緑化と緑のネットワーク化を進めます。 ○市街地、集落地の緑化を進め、田園と都市が調和した環境形成に努めます。
<p>(2) 緑と交流の拠点づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市との交流を促進する緑の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ○丘陵部の自然や未利用地等、交通利便性を活かし、地域の活性化を図るため、地域活性化ゾーンを創出します。 ○ヘルスC&Cセンター周辺の自然環境や高橋池を活かし、自然とのふれあいを通して健康づくり・町民交流を促進する場として、メディカルヘルスゾーンを形成します。 ○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンは、久山の顔として、自然環境と調和した緑豊かな環境を形成するとともに、緑化推進を奨励します。 ○観光交流ゾーンでは、本町の観光の核となる交流拠点の整備を進めるとともに、観光や農業等との連携による魅力ある商業の振興を図ります。 ○猪野川沿いには、公園、キャンプ場、飲食施設、菜園、駐車場などの一体的利用を検討し、都市住民との交流拠点の形成を図ります。 ●町民の健康、交流を促進する公園・緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画公園は、町民に親しまれるグラウンド、運動公園を検討・工夫し、整備に努めます。都市緑地は、河川改修と合わせて一体的に整備し、緑道整備や河岸の緑化を周辺の民有地の協力を得ながら進めます。 ○運動会やイベントなど、地域コミュニティ活動に対応し、子どもや高齢者の遊び・憩いの場を「地域公園」と位置づけ、随時、整備を進めます。 ●田園環境との融和に向けた緑化推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ゆとりある敷地確保、敷地内緑化、外周緑化を地区整備計画に基づき推進します。

<p>(3) ホタルが乱舞する水辺空間の再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ○実施中の公共下水道整備(現在：普及率 96.4%(令和6年3月現在))を推進し、河川の浄化を図ります。 ●河川、ため池の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者に協力を要請し、猪野川、久原川それぞれの特性に応じた河川改修整備と多自然型整備を引き続き促進します。 ○河川整備等のあり方を検討し、行政と地域が協力して整備と管理を行います。 ○ため池、ダム湖の保全に努め、周辺整備を行い町民の憩いの場とします。
----------------------------	---

■ 水と緑の田園・都市環境形成方針



凡例

「水と緑の保全」

- 森林
- 丘陵部
- 農地
- 河川・ため池
- 身近な保全緑地（社寺林）

「緑と交流の拠点づくり」

- 都市との交流を促進する緑の拠点づくり
- 都市計画公園・緑地整備
- 街路樹形成
- 商業地の緑化
- 工業・流通系施設地の緑化
- 商工業・流通系施設地の緑化

「水辺空間の再生」

- 緑地（河川沿いの緑道）整備
- 河川改修・護岸整備
- ため池・ダム湖の保全、整備

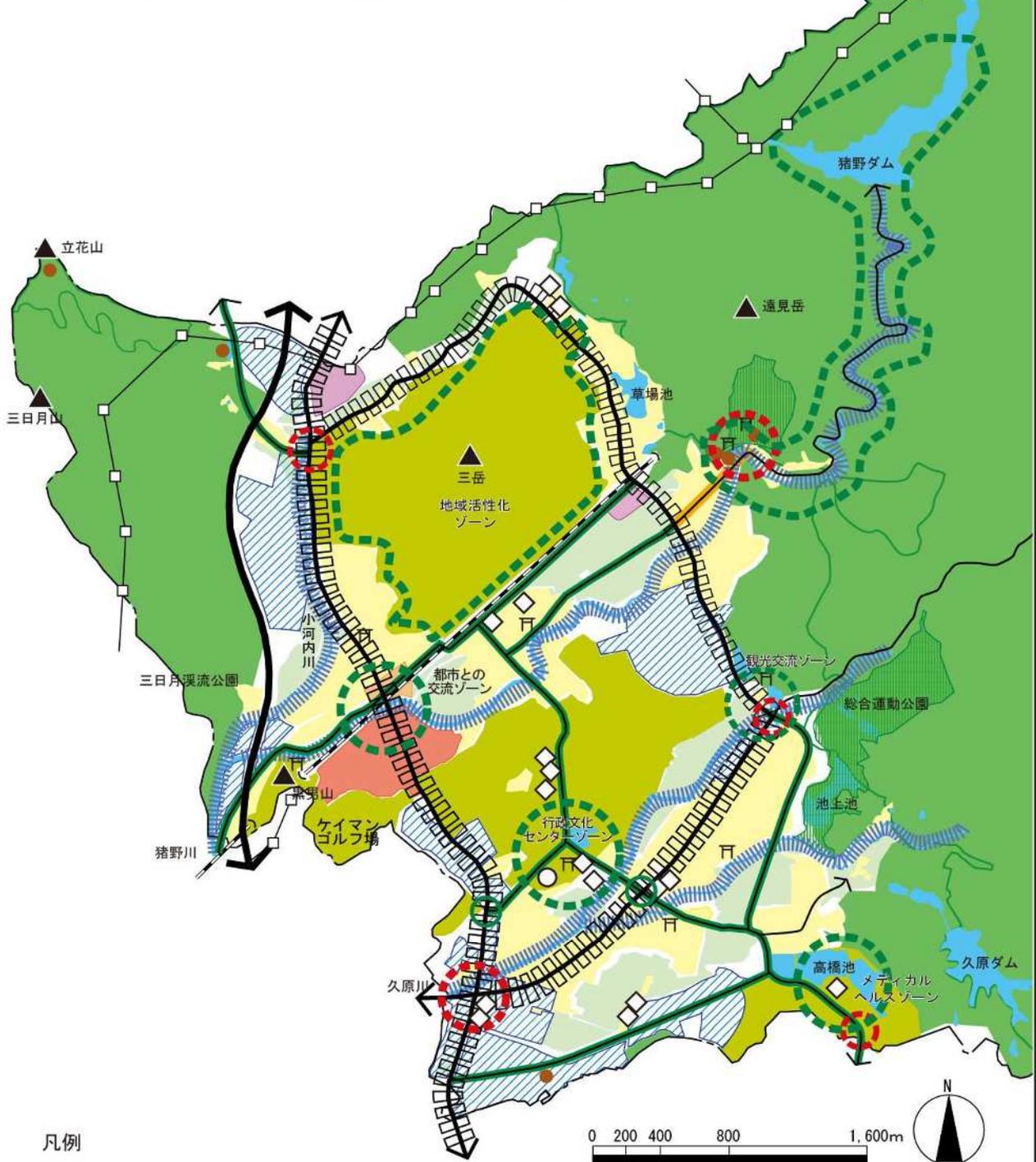
「その他」

- 役場
- 主要な道路

3-5. 自然・田園環境と調和した景観形成方針

項 目	内 容
(1) 自然・田園環境と調和した景観形成の基本的な考え方	<p>○自然空間や農地、農村集落において、美しい山林風景や田園風景を保全し、豊かな自然環境を守ります。</p> <p>○市街地や集落では、美しい田園風景と調和した景観づくりを進めます。</p> <p>○町民とともに魅力ある都市景観を育みます。</p>
(2) 都市景観の形成方針	<p>●豊かな自然環境を守る景観形成</p> <p>○田園環境を取り巻く森や丘の緑景観を守り、美しい田園環境の保全・修景により、明快な土地利用構成を図ります。</p> <p>○土地利用計画と連携して清流やシンボルとなっている樹木等、地域固有の資源を発掘し、自然環境地区、保存樹、田園景観地区等に選定又は指定し、景観の保全を図ります。</p> <p>○都市的開発などにより、田園風景が壊されないよう、大規模建築物等の景観誘導や、重要建築物等の保存整備を図り、自然、田園環境と調和した景観形成を進めます。</p> <p>●健康田園都市を創る景観形成</p> <p>○河川沿い、幹線道路の街路樹や沿道のまちなみ、公園・緑地など主要な公共空地周辺、ゲート空間など主要な交差点周辺を田園都市の骨格を構成する要素として、ふさわしい景観形成を図ります。</p> <p>○緑の多い落ち着いた農村集落地、住宅市街地、工業団地など、地域の特徴を活かした集落地、市街地景観の形成を図ります。</p> <p>○各プロジェクト区域は、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、敷地内の建物、オープンスペース、敷地の周辺部が一体となった魅力ある景観を創造します。</p>
(3) 重点地区の選定と先導的なモデル景観形成	<p>○下久原深井をはじめ出入口となる幹線道路の交差点や猪野地区参道等の久山町の顔、地域の顔になる特徴的な地区を抽出し、ゲート空間として景観形成を図ります。</p> <p>○伝統的な佇まいや河川・水路などと一体となった佇まいなど、優れた集落景観をもつ地区を抽出し、その特性を維持、発展、継承します。</p> <p>○公共建築のデザインガイドライン等を検討し、地域に馴染み、親しまれる公共公益施設づくりを進めます。</p> <p>○今後の住宅地づくりを先導するような住宅地開発等を行い、民間事業者等の理解と協力を得ながら魅力ある街並み景観を創出します。</p>
(4) 住民の主体的な活動としての景観形成	<p>○住民主体のまちづくり等を通じて景観形成に向けた活動を積極的に展開していきます。</p>

■ 自然・田園環境と調和した景観形成方針



凡例

「豊かな自然環境を守る景観」

- ▲ 山頂
- 森林
- 丘陵部
- 農地
- 保全環境区域
- 国定・県立自然公園
- 町指定文化財
- 河川・水面

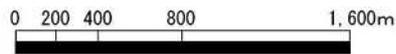
「健康田園都市を創る景観」

- ||||| 河川軸
- 広域沿道景観軸
- 地域沿道景観軸
- 緑の軸
- 歴史軸
- 運動公園
- ゲート空間

- 交差点の修景
- 集落・住宅地
- 工業・流通系施設地
- 商業地
- 商業・住宅地
- 商工業・流通系施設地
- 都市との交流を促進する緑の拠点づくり

「その他の主な景観要素」

- 主要な道路
- 役場
- ◇ 主な公共公益施設
- 鉄塔・電線
- 卍 神社



3-6. 安全・安心のまちづくり方針

3-6-1. 防災のまちづくり方針

項 目	内 容
(1) 防災のまちづくりの基本的な考え方	<p>○自然地形や地盤等を考慮し、防災的な視点に立った計画的な土地利用の推進、都市空間整備を進めます。</p> <p>○防災のための都市空間形成に加え、災害時に被害を最小限にとどめるための施設整備を進めます。</p> <p>○防災意識の高い人づくりに努めるとともに、住民・企業・行政が連携して、防災活動や災害時の対応ができるように体制や情報ネットワークを整えます。</p>
(2) 整備方針	<p>●土地利用方針に沿った適切な開発</p> <p>○開発に伴う土砂災害や水供給の寸断等を防ぐため、自然地形等を考慮した都市的土地利用の形成を図り、無秩序な開発が起これないように、規制・誘導します。</p> <p>●災害に強い都市施設、建築物等の整備</p> <p>○河川改修、排水機能の強化、開発による雨水流出の抑制等を図り、治水を進めます。山林は、地すべりや土砂崩れを防ぐため、所有者、管理者に適正な維持管理を要請し、治山を進めます。</p> <p>○火災時の延焼遮断のため、公園・広場等を適切に確保し、幹線道路の街路樹形成や公共施設の緑化、地区計画などによる民有地の緑化や壁面後退を推進します。</p> <p>○避難地の位置づけを明確にし、防災施設として構造・機能の強化を図ります。また、主要な道路を中心に避難地までの避難ルートを確保します。</p> <p>○建築物の不燃化・耐震化を促進し、防災機能を高めます。地区計画に基づき集落内の建てづまりや集落周辺でのミニ開発等を防ぎ、ゆとりある密度を確保します。</p> <p>●情報提供、体制づくり</p> <p>○情報提供やイベント等により、防災への理解を深め、自分自身や地域住民を守り、防災・救急活動等に協力・従事できる人づくりに努めます。</p> <p>○地域の災害履歴や災害対策等の情報共有化を図るとともに、地域ぐるみの防災活動を支援します。</p> <p>○地域防災計画書との整合を図り、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備を進めます。</p>

3-6-2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針

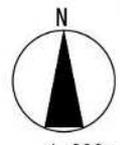
項 目	内 容
(1) 高齢者等にやさしいまちづくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障がい者・子育て等の福祉施策と連携した総合的な福祉のまちづくり計画やそれらを支える制度づくりを進めます。 ○道路や公園、公共公益施設等、公共空間のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。 ○住宅や商店等、民有空間のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。 ○人々の心のバリアフリー、ユニバーサルデザインに向けて、情報提供・啓発活動を行います。
(2) 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちづくり施策を総合的、計画的に推進していくため、基本計画づくりを進め、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進める空間、施設を明らかにし、それらの整備指針づくりを検討します。 ○主要な公共公益施設や道路、交差点などについて、高齢者や障がい者等が安全で利用しやすいバリアフリー、ユニバーサルデザインの施設となるよう整備を推進・誘導します。 ○住宅や商店等、身近な生活空間について、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進します。 ○健康づくり活動や生涯学習等を通して情報提供・啓発活動を推進し、お互いに助け合う人づくり、地域づくりに努めます。

安全・安心のまちづくり方針



凡例

防災まちづくり関連施設等		高齢者等にやさしいまちづくり関連施設	
森林	主要な道路	役場	文化施設
河川・水面	主要な交差点	学校・幼稚園	保健・福祉施設
避難地		集会所	医療施設



■久山町・都市計画マスタープランストーリー

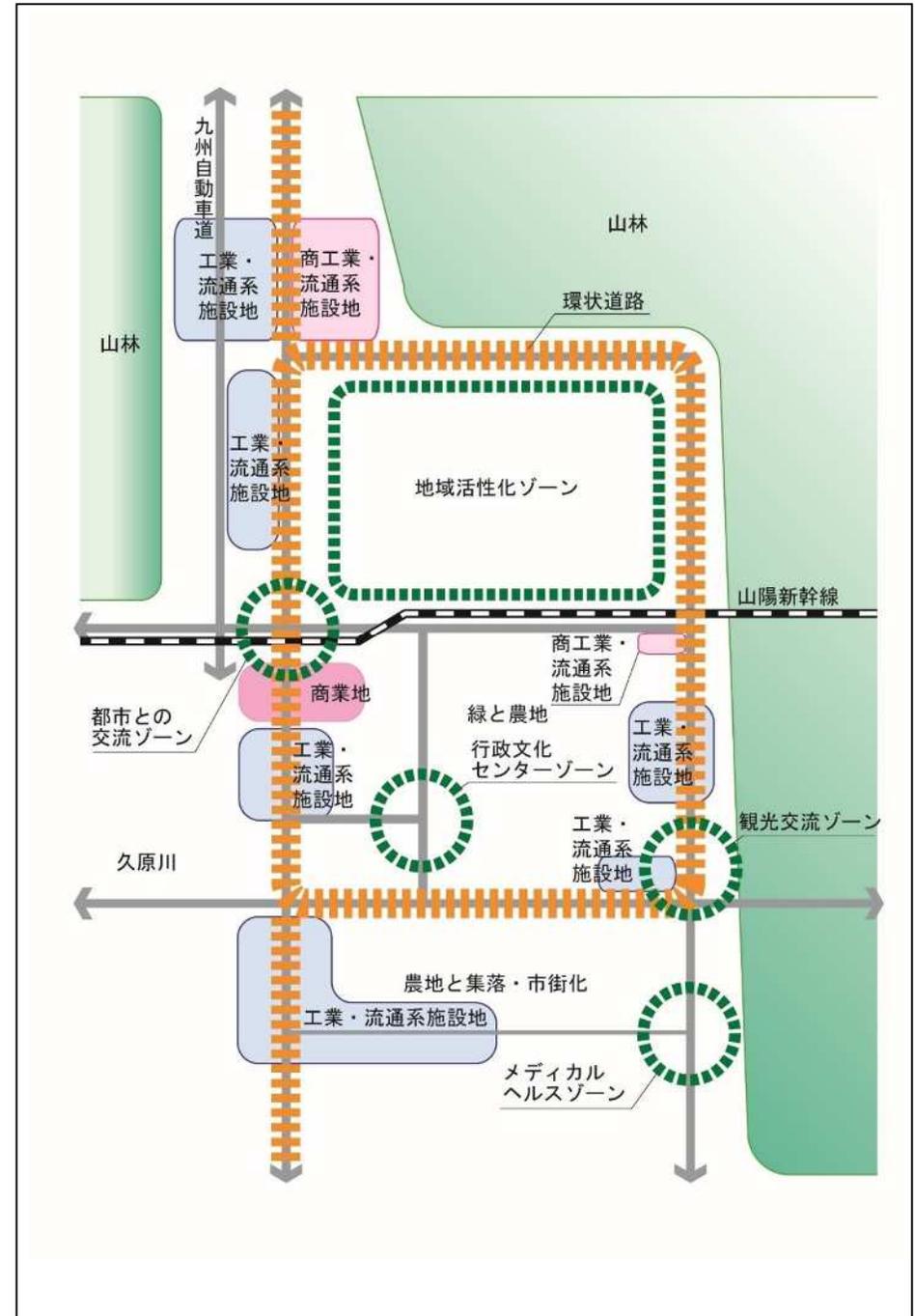
将来像
だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現

- 都市計画の基本理念
- ① 「農業」と「都市」の共生に向けたまちづくり：持続可能な発展モデル
 - ② 健康田園都市にふさわしい美しい景観づくり
 - ③ 地域住民が主体となったまちづくり

《重点プロジェクト》

明確な土地利用構成の維持、発展	自然・森林、丘陵部、河川・水面などの保全、活用 農振農用地、集団優良農地の保全 市街化区域の利用促進、市街化調整区域での地区計画による計画的な都市的土地利用の誘導 地域コミュニティの活力維持に配慮した開発、整備
町の活性化、雇用の場の創出	地域活性化ゾーン(山田丘陵地)での社会課題を解決していくゾーンとしての開発 既存工業地周辺や幹線道路沿道での産業施設の誘導
集落地及び住宅市街地の環境改善・整備	道路等の基盤整備と合せた良好な住環境の形成 地区計画の指定などによる農村集落環境の保全・整備 住宅地化を促進する区域の指定と計画的な宅地化誘導 環境共生に配慮した道づくり 河川改修と合せた緑道整備や河川沿いの緑化 都市計画公園の整備 公共下水道整備の推進
町の資源を活かした都市との交流機能の向上	猪野川、新建川沿いの自然環境活用用地としての整備・活用 産廃処理場跡地等の緑化と有効な活用及び総合運動公園の整備促進
骨格となる幹線道路網の整備	町内を循環する「環状道路」の整備推進 「広域幹線道路」「町内外を連絡する幹線道路」「地域連絡道路」の整備推進 公共交通手段の利便性の向上
町の顔、あるいは交流の場の整備	メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン等の環境充実 町の顔、地域の顔となる地区でのゲート空間としての景観形成 猪野地区参道等の特徴的な地区の景観形成

「国土の健康」を真に実感できる「まち」の創出



久山町・都市計画マスタープラン全体構想の体系

本町では、基本理念、将来都市像を見据え、次のような主要なプロジェクトや事業に積極的に取り組み、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、住民主体のまちづくりの実現を目指します。

部門別まちづくり方針(主要なプロジェクトや事業)

土地利用の方針、市街地及び集落地の開発、整備方針		
市街化区域	工業地	○3つの工業団地の生産環境の保護、敷地緑化等 ○既存工業団地隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発の検討
	住宅地	○下山田及び猪野住宅市街地での良好な住環境の形成 ○地区の特性に応じた計画的な整備
市街化調整区域	自然・森林保全区域	○良好な自然環境や森林の保全 ○採石場跡地等の適切な活用 ○猪野川、新連川沿いの自然環境活用用地としての整備・活用
	環境共生創造区域	○3つの丘陵部(地域活性化ゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン)は、緑地を活かした保全・整備 ○山田丘陵地を地域活性化ゾーンとして計画的開発の推進
農業保全区域	農振農用地、集団優良農地の保全	○農振農用地、集団優良農地の保全
	田園集落居住区域	○農村集落環境の一体的な保全・整備 ○地区計画の指定などによる計画的なまちづくりの推進 ○一団のまとまった空地や有効利用できる土地での計画的な住宅地開発、生活利便施設・商業施設等の立地促進
プロジェクト区域	地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン、観光交流ゾーンなどプロジェクトの推進	○地域活性化ゾーン(山田丘陵地)での持続可能なまちづくりを体現するための取り組み ○既存の工業地周辺や幹線道路沿道における商業・工業・流通系土地利用の誘導
	産業施設区域	○田園環境と調和した快適で便利な沿道環境の形成 ○主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺への商業系施設の配置 ○幹線道路沿道での土地利用転換区域での土地区画整理事業や調整区域地区計画の導入による開発、整備

道路交通体系の方針		
田園環境と調和した道路網の整備	幹線道路網の整備	○主要地方道(広域幹線道路)の整備 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路(町内外を連絡する幹線道路)の整備 ○主要な町道(地域連絡道路)の未整備箇所の整備 ○町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路(環状道路)の整備の推進
	特性に応じた道路整備	○地域のまちづくり計画に基づいた計画的な道路整備
道路交通環境の整備	ひとにやさしい道づくり	○誰もが安心して快適に歩ける道路整備
	環境共生に配慮した道づくり	○周囲の環境と調和した道路空間の形成 ○散策路の整備検討
公共交通の整備	公共交通の維持、総合的な交通施策	○公共交通手段の充実、適切な交通規制などの取り組み ○バスの走行環境の改善 ○誰もがバスを利用しやすい環境づくり

田園・都市環境形成方針		
緑と交流の拠点づくり	緑の拠点づくり	○ヘルスC&Cセンター周辺でのメディカルヘルスゾーンの形成 ○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンでの緑豊かな環境の形成と緑化推進 ○観光交流ゾーンや歴史、自然とふれあえる観光拠点の形成 ○猪野川沿いの都市住民との交流拠点の形成
	公園・緑地の整備	○都市計画公園の整備。河川改修と合わせた緑道整備や河川沿いの緑化 ○身近な地域公園の整備
	緑化推進	○地区整備計画に基づいた個別敷地等での緑化の推進
水辺空間の再生	下水道の整備推進	○公共下水道整備の推進
	河川、ため池の整備	○猪野川、久原川の特性に応じた河川改修整備と多自然型整備の促進 ○行政と地域が協力した河川の整備と管理 ○ため池、ダム湖の保全と周辺整備

景観形成方針		
都市景観の形成	豊かな自然環境を守る景観形成	○緑景観を守り、美しい田園環境の保全・修景による明快な土地利用構成 ○自然環境地区、保存樹、田園景観地区等の選定や指定による景観の保全 ○大規模建築物等の景観誘導や重要建築物等の保全整備による景観形成
	健康田園都市を創る景観形成	○主要な公共空地や交差点周辺での景観形成 ○地域の特徴を活かした集落地、市街地景観の形成 ○プロジェクト区域での魅力ある景観の創造
先導的なモデル景観形成		○幹線道路の交差点や猪野地区参道等の特徴的な地区の抽出とゲート空間としての景観形成 ○優れた集落景観を有する地区の抽出と特徴の維持、発展、継承 ○公共建築のデザインガイドライン等の検討と、地域に馴染み、親しまれる公共施設づくり ○民間事業者等の理解と協力による魅力ある街並み景観をもった住宅地開発等
住民の主体的な活動による景観形成		○住民主体によるまちづくりと景観形成に向けた活動の積極的展開

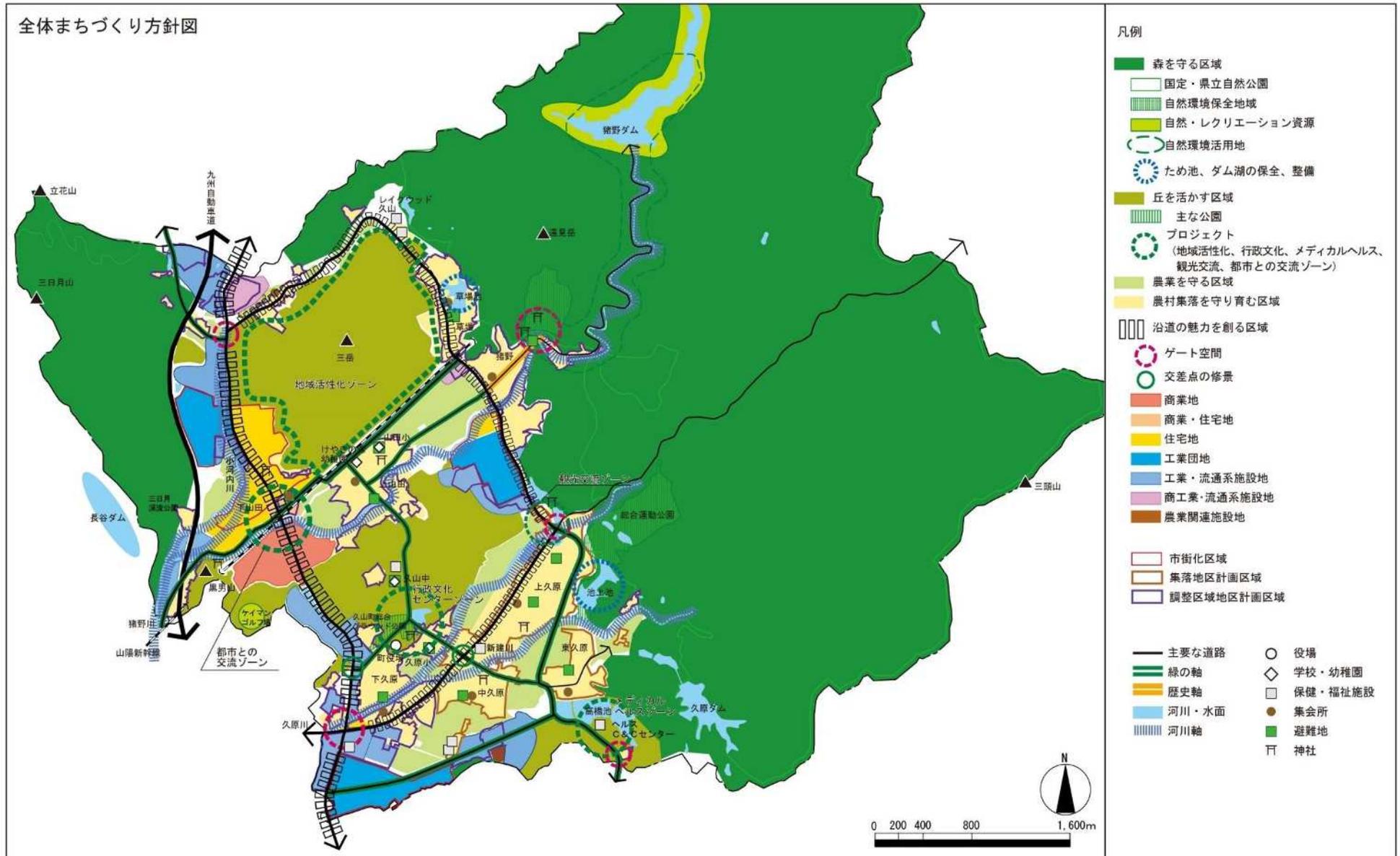
防災のまちづくり方針		
土地利用方針に沿った適切な開発		○自然地形等を考慮した都市的土地利用の形成と無秩序な開発の規制・誘導
災害に強い都市施設、建築物等の整備		○河川等での治水、山林での治山の推進 ○火災時の延焼遮断のための取り組み ○避難地の位置づけの明確化、避難地までの避難ルートの確保 ○建築物の防災機能の向上、集落内の建てつまりの解消やミニ開発等の防止
情報提供、体制づくり		○情報提供やイベント等による防災への理解、防災・救急活動等に協力・従事できる人づくり ○地域の災害履歴や防災対策等の情報の共有化、地域ぐるみの防災活動の支援 ○地域防災計画書との整合性、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備

高齢者等にやさしいまちづくり方針		
整備方針		○福祉のまちづくりの基本計画づくりと整備指針づくりの検討 ○主要な公共施設や道路、交差点でのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ○身近な生活空間でのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ○お互いに助け合う人づくり、地域づくり

4. 全体まちづくり構想

(1) 全体まちづくり方針

「部門別まちづくり方針」を総合化し、図示したものが、次図の「全体まちづくり方針」です。
この全体まちづくり方針をもとに、今後のまちづくりを展開していきます。



(2) 全体まちづくり方針の推進方策

- 全体まちづくり方針の実現を目指し、住民主体のまちづくりを積極的に展開しています。
このため、都市計画法の改正に伴う新しい地区計画制度を、「2段階の地区計画」として導入し、積極的に活用し、まちづくりを推進しています。
- 本町では、前回の都市計画マスタープランで上げられたように、市街化調整区域を対象に、全体のまちづくり方針を「地区計画の方針」として定め、平成 18 年に集落型、平成 19 年に非住居系について都市計画決定を行いました。
- さらに、集落単位ごとに地域住民の皆さんが、主体的に取りまとめた「地域別のまちづくり方針」をもとに、集落単位あるいは開発単位ごとに、より詳細な「地区整備計画」を策定したところから、地区の指定を行い、現在、33 箇所(令和6年3月現在)が指定されています。
- 今後とも、地域において合意が得られた地区から、順次、「地区整備計画」を都市計画決定し、その内容にそって開発、整備を進めていきます。

■ 2段階の地区計画の位置づけ

■ 第1段階 ■ 地区計画の方針決定（ゾーン別の保全、整備方針）

調整区域全域を対象に、まず保全、整備の方針を都市計画決定し、計画的な開発の道筋を準備します。

■ 第2段階 ■ 地区整備計画の決定（合意の得られた地区から順に決定）

地区整備計画の決定をもって開発を許可します。

集落、その周辺及び沿道区域
(集落を守り育む区域、
沿道の魅力を創る区域)

**久山町の発展のために
必要と判断される区域**
(丘を活かす区域など)

対象区域は、集落や幹線道路沿道など
地域のみなさんが必要とする範囲

対象区域は丘陵地などの区域で町民の
みなさんの理解が得られる良好な開発
に限定します。

計画主体は地域のみなさん
ただし、町から地域への
働き掛けや協力をを行います。

計画主体は開発事業者
久山町と開発事業者で
計画内容を協議します。

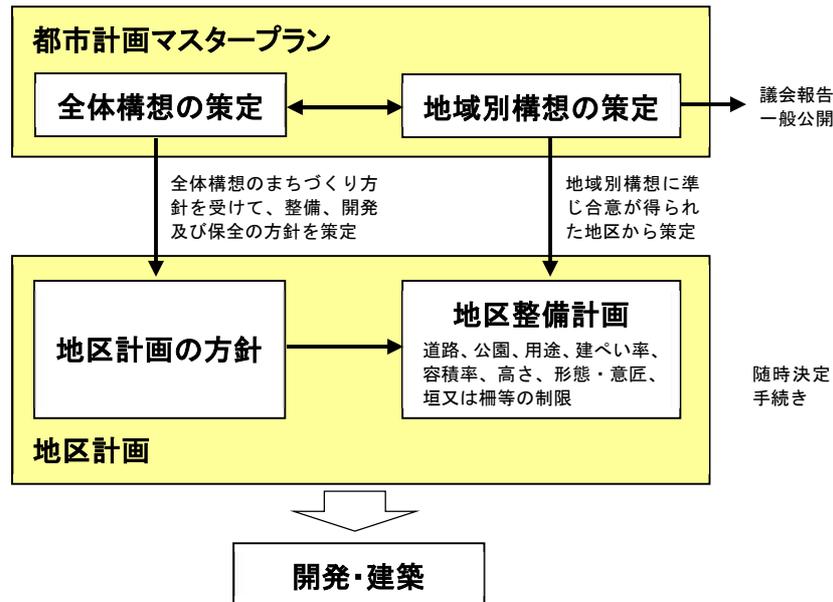
■地域住民のみなさんがつくる身近なまちづくり

●都市計画マスタープランの策定は住民参加で進めます。

住民のみなさんの意見をパブリックコメント等を通じて募集します。

●各集落の田園地区計画（案）を住民主体で見直します。

まちづくり構想を実現するために、「田園地区計画（案）」の見直しを地域住民のみなさんが主体的に行い新たに地区整備計画として作成して下さい。町がそれを支援します。



第3章 地域別構想

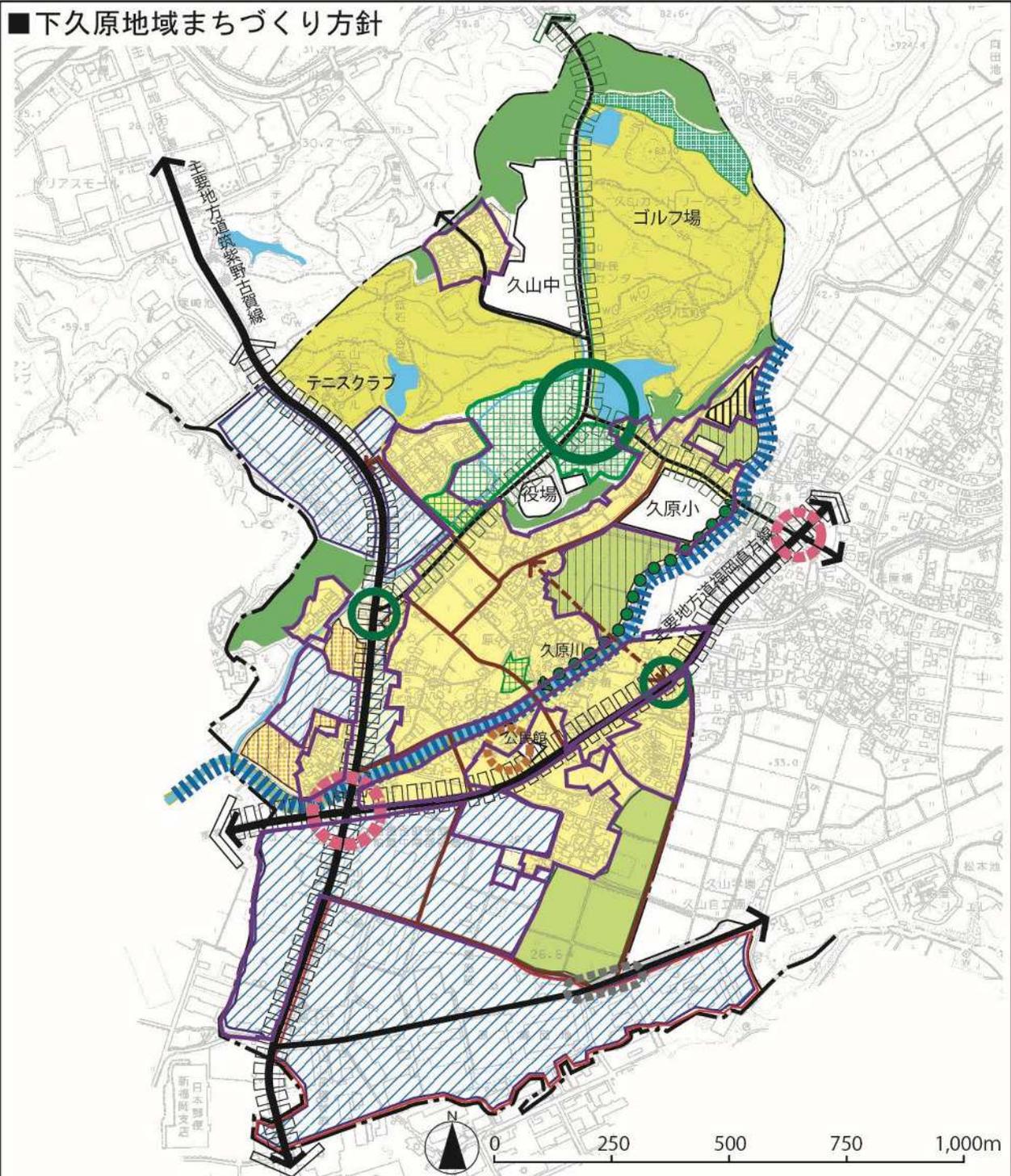
【地区区分】



1. 下久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 下久原地域は北側に丘陵部、南側に田園環境が広がっている。 中央部を東から西に久原川が流れており豊かな自然、田園環境がある。 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業と都市が共生する住みよいまち</p>	<p>1) 都市との共生に向けた自然、田園環境の維持、増進</p>	<p>①丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 山の頂や急傾斜地の緑の保全 丘を活かす区域としての緑と調和した施設利用 <p>②豊かな田園、優良農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 集团的優良農地の保全 集落地内の身近な自然の保全 <p>③河川及び河岸を活かした親水空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の親水護岸整備 河岸の散策路整備とその周辺の保全、整備
<ul style="list-style-type: none"> 主) 筑紫野古賀線、主) 福岡直方線の2本の主要地方道と人字型の役場前道路が地域の骨格を形成している。 2本の主要地方道は沿道に施設立地が進行している。 		<p>2) 自然、田園環境と調和した都市的な利便性と魅力の創造</p>	<p>①幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進 工業地の緑化推進 <p>②地域環境を守る体系的な道路づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な交通機能確保する道路改善 <p>③花と広場のある景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 花と広場の出会い交流空間づくり 主要な交差点のゲート空間づくり 公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 沿道の土地利用にふさわしい街並み、沿道景観の創造
<ul style="list-style-type: none"> 集落地は久原川の両岸に分布し、緑が多く落ち着いた佇まいを保っているが道路不整形で狭隘である。 北側丘陵地に古い住宅団地が僅かにみられる。 新築は集落周辺や幹線道路沿いでみられ、地域全体の人口や高齢化等は横ばいである。 小松ヶ丘地区、小津地区、五反田地区、寺ノ下深井地区、深井地区、下久原北部地区、下久原南部地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 美しい集落環境をのこす住まい、道づくり</p>	<p>①農振白地地域の土地利用調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全する農地と宅地転用する農地の仕分け <p>②各集落を結ぶ道づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 <p>③集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存集落環境の保全整備 田園景観と調和し集落環境と共存可能な住まいづくり 地区計画区域での計画的な宅地化 久原幼稚園跡地利用の推進

■下久原地域まちづくり方針



1) 丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用

- 山の頂や急傾斜地の緑の保全
- 丘の緑と調和した施設利用

1) 豊かな田園、優良農地の保全

- 集団的優良農地の保全
- 集落地内の身近な自然環境の保全

1) 河川及び河岸を活かした親水空間づくり

- 河川の親水護岸整備
- 河川の散策路整備とその周辺の保全、整備

2) 幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造

- 各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進
- 工業地の緑化推進

2) 地域環境を守る体系的な道路づくり

- 円滑な交通機能を確認する道路改善

2) 花と広場のある景観づくり

- 花と広場の出会い交流空間づくり
- 主要な交差点のゲート空間づくり
- 公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備
- 沿道の土地利用に相応しい街並み、沿道景観の創造

3) 農振白地帯の土地利用調整

- 保全する農地と宅地転用する農地の仕分け/農地保全
- 宅地転用

3) 各集落を結ぶ道づくり

- 既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備

3) 集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり

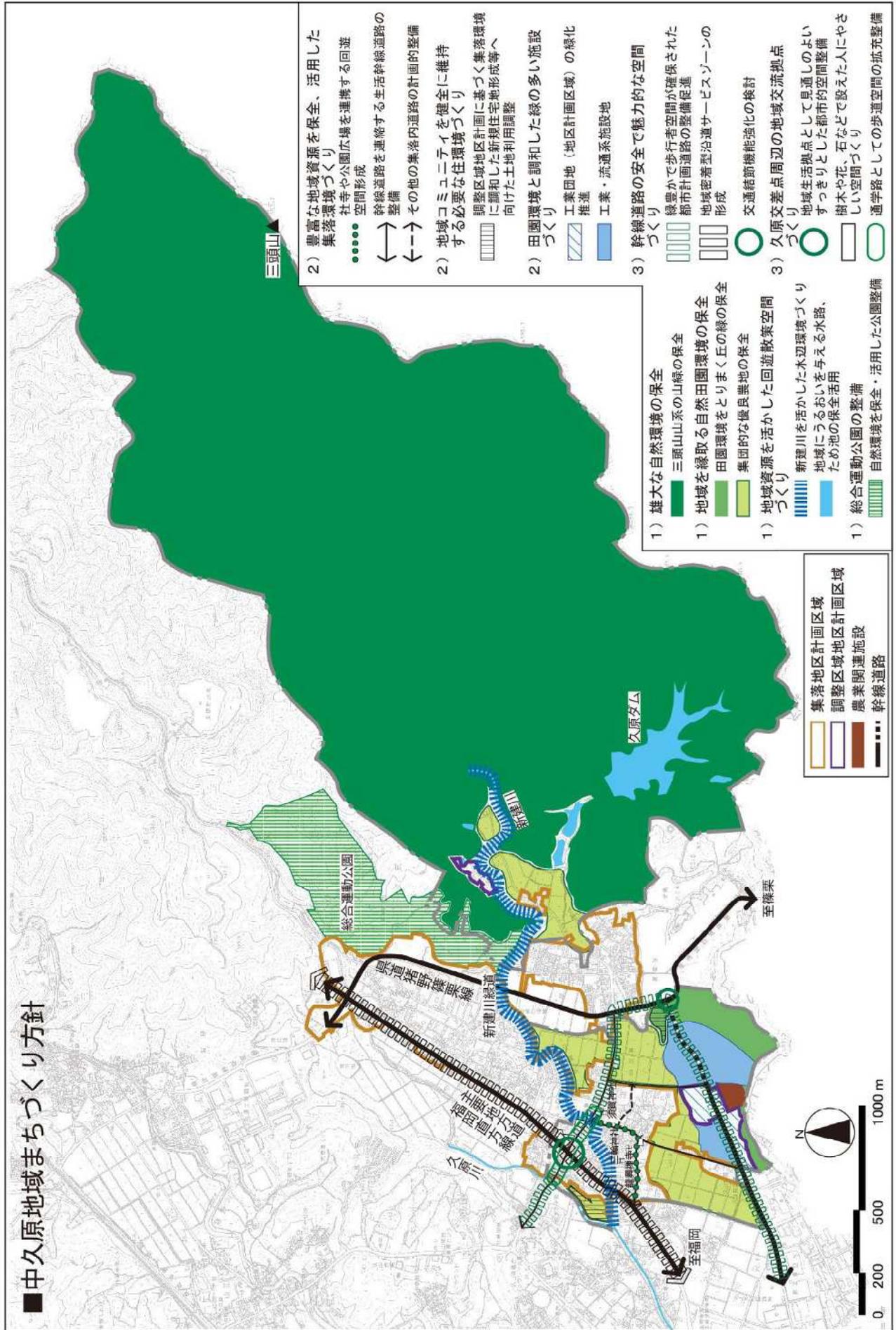
- 既存集落環境の保全整備
- 田園環境と調和し集落環境と共存可能な住まいづくり
- 地区計画区域での計画的な宅地化
- 久原幼稚園跡地利用の推進

- 公共施設
- 都市計画公園
- その他公園、広場
- 水面
- 広域幹線道路
- 幹線道路(都計道)
- 生活幹線道路
- 市街化区域
- 調整区域地区計画区域

2. 中久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・南側に地域の領域を感じさせる斜面緑地が連続する。 ・集落を囲むようにまとまった優良農地がある。 ・新建川や水路が流れている。 	集落環境を大切にしたい歩きやすく便利なまち	<p>1) 自然田園環境に囲まれた健康でうるおいのある地域づくり</p>	<p>①雄大な自然環境の保全 ・三頭山山系の山縁の保全</p> <p>②地域を縁取る自然田園環境の保全 ・田園環境をとりまく丘の緑の保全 ・集団的な優良農地の保全</p> <p>③地域資源を活かした回遊散策空間づくり ・新建川を活かした水辺環境づくり ・地域にうるおいを与える水路、ため池の保全活用</p> <p>④総合運動公園の整備 ・自然環境を保全・活用した公園整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・竹林や須賀神社境内など集落らしい緑の空間がある。 ・集落内の道路は狭隘で不整形である。 ・近年、集落内にも通過交通が増加している。 ・集落地区計画内にまとまった農地が介在している。 ・区画整理事業による新規住宅地が未だ充填していない。 ・地域南側に工業団地が連続する。 		<p>2) 集落環境を大切にしたい安全でゆとりのある生活環境づくり</p>	<p>①豊富な地域資源を保全、活用した集落環境づくり ・幹線道路を連絡する集落内幹線道路整備 ・その他の集落内道路の計画的整備 ・社寺や公園広場を連携する回遊空間形成 ・地域の風致を維持する集落環境整備</p> <p>②地域コミュニティを健全に維持する必要な住環境づくり ・調整区域地区計画に基づく集落環境に調和した新規住宅地形成等へ向けた土地利用調整</p> <p>③田園環境と調和した緑の多い施設づくり ・工業団地（地区計画区域）の緑化推進 ・工業・流通系施設地</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線である主）福岡直方線沿道に生活サービス施設が立地している。 ・近年、主）福岡直方線沿道での用途混在が見られる。 ・レスポアール久山など公共公益施設が集積する。 ・久原交差点に地下通路がある。 ・原第2工業団地、中久原芳野地区に市街化調整区域地区計画、上久原地区集落地区計画が指定されている。 		<p>3) 便利で賑わいのある街なみと魅力ある中心づくり</p>	<p>①幹線道路の安全で魅力的な空間づくり ・緑豊かで歩行空間が確保された都市計画道路の整備促進 ・地域密着型沿道サービスゾーンの形成 ・交通結節機能強化の検討</p> <p>②久原交差点周辺の地域交通拠点づくり ・地域生活拠点として見通しのよいすっきりとした都市的空間整備 ・樹木や花、石などで設えた人にやさしい空間づくり ・通学路としての歩道空間の拡充整備</p>

■中久原地域まちづくり方針



三頭山

2) 豊富な地域資源を保全、活用した
集落環境づくり
社寺や公園広場を連携する回遊
空間形成

幹線道路を連携する生活幹線道路の
整備
←→ その他の集落内道路の計画的整備
←→

2) 地域コミュニティを健全に維持
する必要な仕環境づくり

調整区域地区計画に基づく集落環境
に馴染んだ新規住宅地形成等へ
向けた土地利用調整

2) 田園環境と調和した緑の多い施設
づくり

工業団地（地区計画区域）の緑化
推進
工業・流通系施設地

3) 幹線道路の安全で魅力的な空間
づくり

緑豊かで歩行者空間が確保された
都市計画道路の整備促進
地域密着型沿道サービスゾーンの
形成

交通結節機能強化の検討

3) 久原交差点周辺の地域交流拠点
づくり

地域生活拠点として早通しのよい
すつきりとした都市的空間整備
樹木や花、石などで股えた人になやさ
しい空間づくり

通学路としての歩道空間の拡充整備

1) 雄大な自然環境の保全

三頭山山系の山緑の保全

1) 地域を縁取る自然田園環境の保全

田園環境をとりまく丘の緑の保全

1) 地域資源を活かした回遊散策空間
づくり

新築川を活かした水辺環境づくり
地域にうるおいを与える水路、
ため池の保全活用

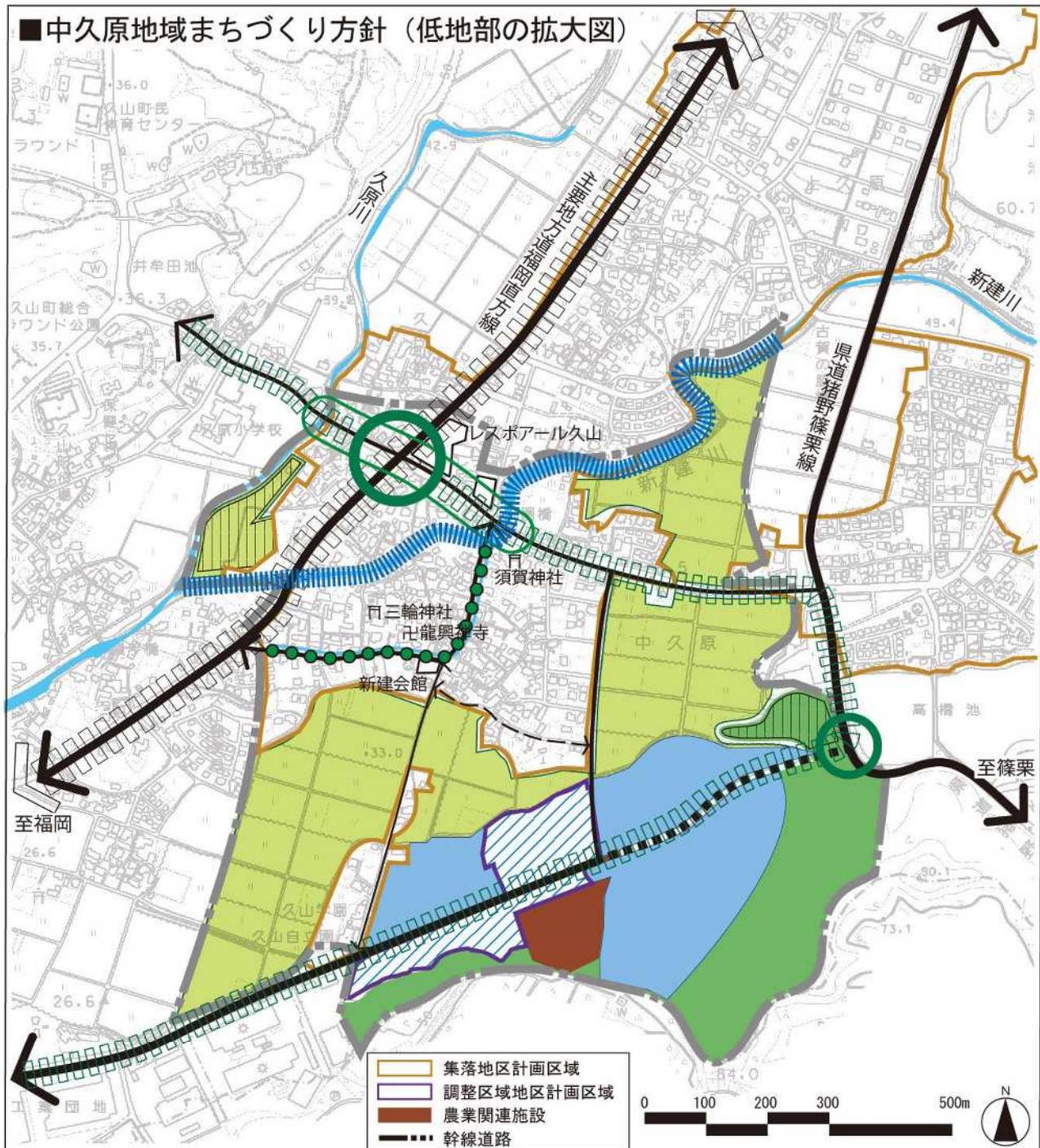
1) 総合運動公園の整備

自然環境を保全・活用した公園整備

- 集落地区計画区域
- 調整区域地区計画区域
- 農業関連施設
- 幹線道路



■中久原地域まちづくり方針（低地部の拡大図）



1) 雄大な自然環境の全
 ■ 三頭山山系の山緑の保全

1) 地域を縁取る自然田園環境の
 保全
 ■ 田園環境をとりまく丘の緑の保全
 ■ 集団的な優良農地の保全

1) 地域資源を活かした回遊散策
 空間づくり
 ■■■■■ 新建川を活かした水辺環境づくり
 ■■■■■ 地域にうるおいを与える水路、
 ため池の保全活用

2) 豊富な地域資源を保全、活用
 した集落環境づくり

●●● 社寺や公園広場を連携する回遊
 空間形成
 ← 幹線道路を連絡する生活幹線道路の
 整備
 ←← 其他の集落内道路の計画的整備

2) 地域コミュニティを健全に維持
 する必要な住環境づくり
 ■■■■■ 調整区域地区計画に基づく集落環境
 に調和した新規住宅地形成等へ
 向けた土地利用調整

2) 田園環境と調和した緑の多い
 施設づくり
 ■■■■■ 工業団地（地区計画区域）の緑化推進
 ■■■■■ 工業・流通系施設地

3) 幹線道路の安全で魅力的な空間
 づくり

■■■■■ 緑豊かで歩行者空間が確保された
 都市計画道路の整備促進
 ■■■■■ 地域密着型沿道サービスゾーン
 の形成
 ○ 交通結節機能強化の検討

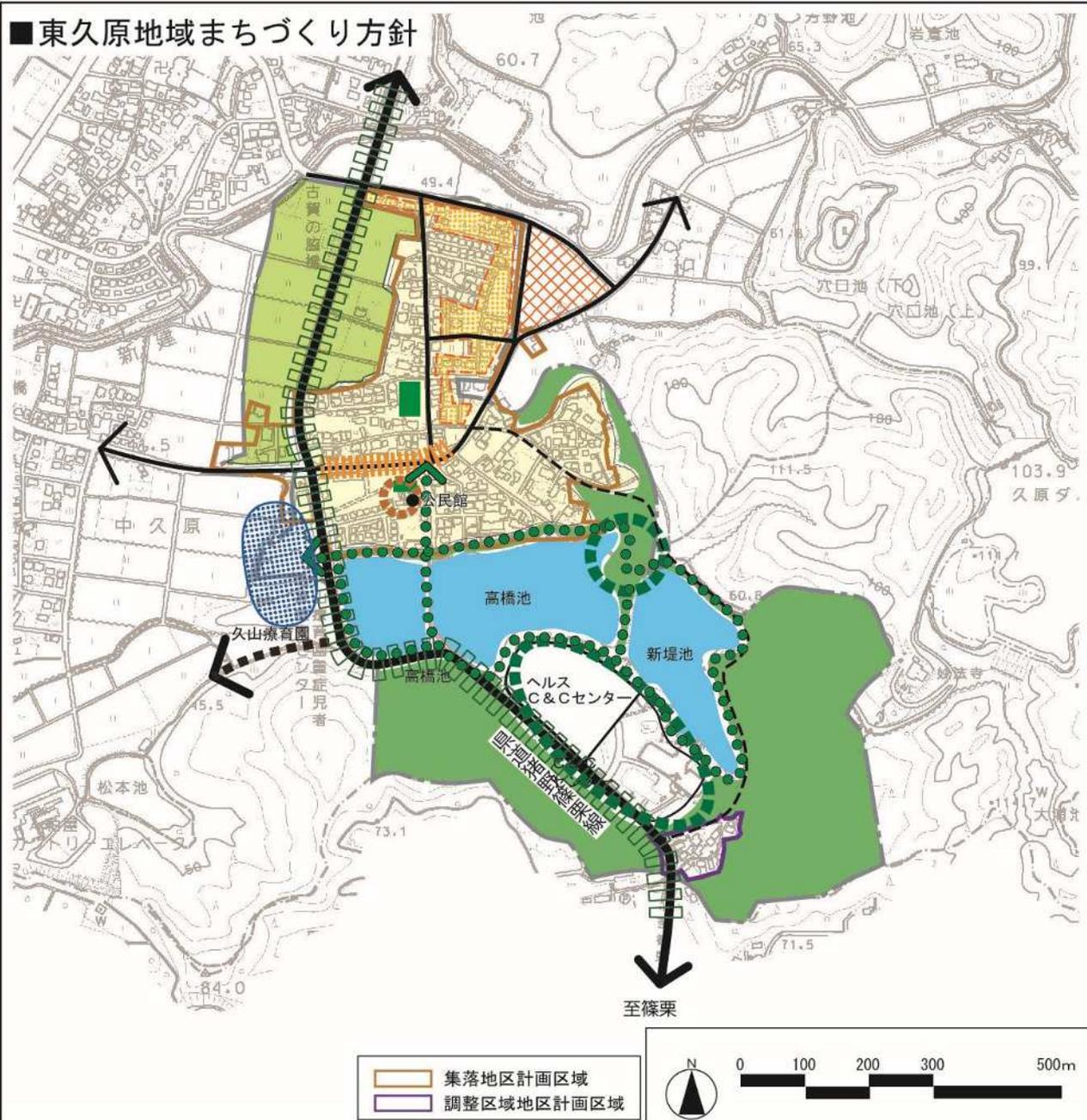
3) 久原交差点周辺の地域交流拠点
 づくり

○ 地域生活拠点として見通しのよい
 すっきりとした都市的空間整備
 ■■■■■ 樹木や花、石などで設えた人にや
 さしい空間づくり
 ○ 通学路としての歩道空間の拡充整備

3. 東久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 住宅地に隣し、身近なため池（高橋池等）がある。 高橋池周辺は豊かな緑で囲まれている。 ※県）猪野篠栗線の南は保安林 池の周辺に公共公益施設が立地している。 C&C センター／久山療育園等 住宅地に接して良好な農振農用地が分布している。 農振農用地を南北方向に縦断する猪野篠栗バイパスの整備は完了している。 	<p style="text-align: center;">豊かな自然環境と魅力ある親水空間に育まれた安心・安全の住みよいまち</p>	<p>1) 東久原を取り巻く自然・田園環境の保全と活用</p>	<p>①自然田園環境の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●丘陵部の緑とため池の保全、整備 ・丘陵部の緑の保全 ・ため池の保全 ・県）猪野篠栗線の沿道環境整備 ●集落環境を育む農地の保全 ・農振農用地の保全 <p>②自然環境を活かしたメディカルヘルスゾーンの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高橋、新堤池周辺の憩いの親水空間づくり ・憩いの広場づくり ・地域をつなぐ親水散策路整備 ●メディカルヘルスゾーンの整備 ・C&C センター周辺の機能強化 ・利用者に配慮した久山療育園周辺整備
<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化を促すに必要な新規住民の受入を目的として集落整備事業が行われている。 しかし、新規住宅地がまだ不充足である。 地区内の街区公園が不足している。 上久原地区集落地区計画、また、東久原大浦地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>2) 自然田園環境と調和したゆとりある住まいづくり</p>	<p>①住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業区域の住宅利用の促進（集落地区整備計画区域内） ・既存住宅地の魅力づくり（集落地区計画内の地区整備計画区域） ・生活利便施設の立地誘導 ・既存集落と調和した未利用地の活用促進 <p>③集落を結ぶ道づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落をつなぐ道づくり（幹線道路） // （集落内生活道路） // （構想）

東久原地域まちづくり方針



凡例

1) 自然、田園環境の保全

- 丘陵部の緑の保全
- ため池の保全
- 県) 猪野篠栗線の沿道環境整備
- 農振農用地の保全

自然環境を活かしたメディカルヘルスゾーンの形成

- 憩いの広場づくり
- 地域をつなぐ親水散策路整備
- C&Cセンター周辺の機能強化
- 利用者に配慮した久山療育園周辺整備

2) 住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進

- 区画整理事業区域の住宅利用の促進 (集落地区整備計画区域内)
- 既存住宅地の魅力づくり (集落地区計画区域内の地区整備計画区域)
- 生活利便施設の立地誘導
- 既存集落と調和した未利用地の活用促進

集落を結ぶ道づくり

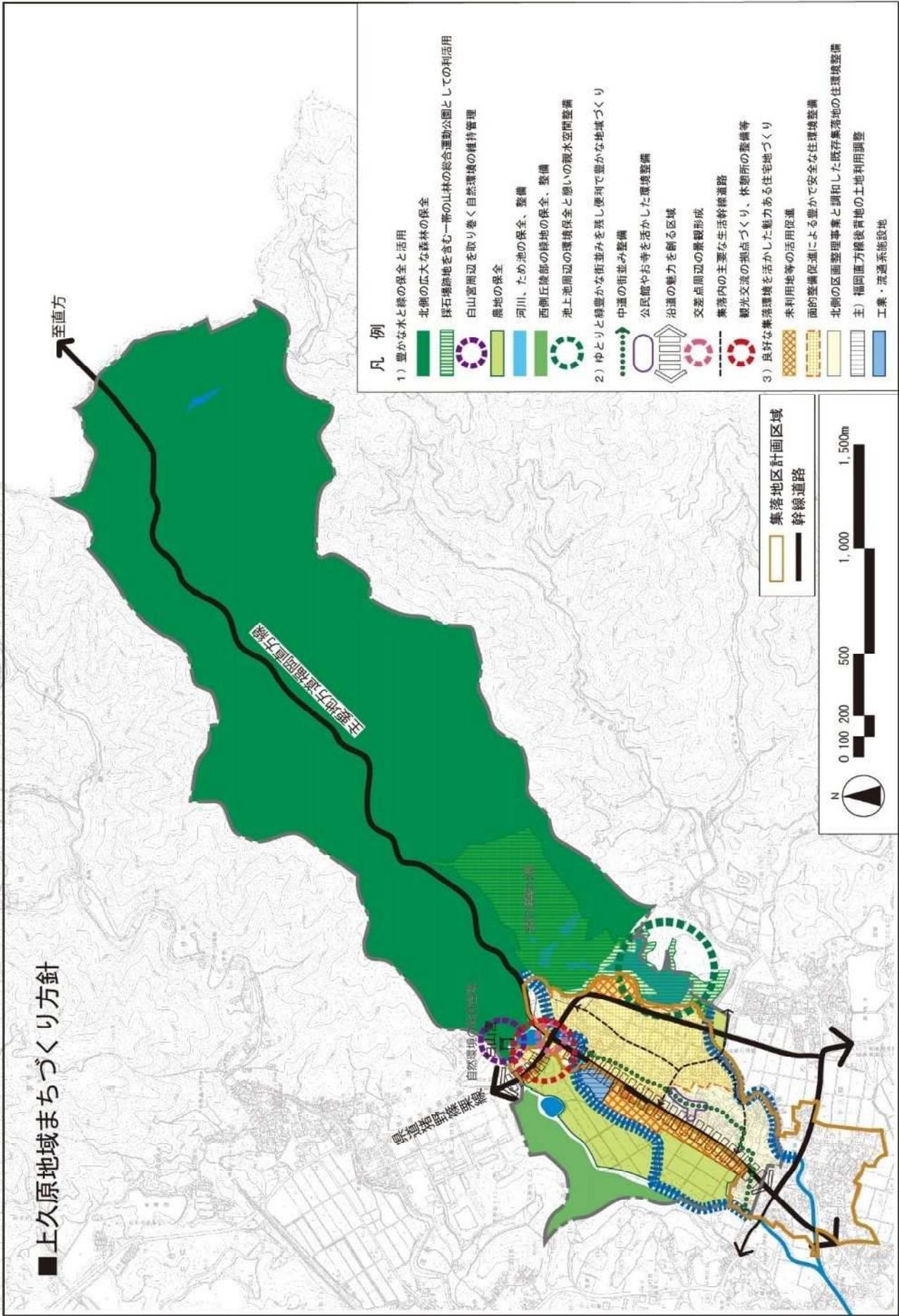
- 集落をつなぐ道づくり (幹線道路)
- " (集落内生活道路)
- " (構想)

4. 上久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の北側、山手に広がる森林があり、採石場跡地等がある。 ・ (県) 福岡直方線の沿道に採石場が点在している。 ・ 集落を離れ山林の裾野に白山宮が立地している。 ・ 地域を久原川、新建川が貫流している。 ・ 久原川、新建川沿いに農地が広がっている。 ・ ため池が山林と集落の間に点在している。 ・ 新建川沿いは緑道指定を受け、整備が一応完了している。 ・ 田園を縁取る斜面緑地が集落北西部に分布している。 ・ 池上池周辺は自然環境に恵まれ、魅力ある親水空間、手つかずの自然環境が形成されている。 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誇りを 地域の魅力を後世に継承する住みよいまち</p>	<p>1) 豊かな水と緑の保全と活用</p>	<p>①森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北側の広大な森林の保全 ・ 採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用 ・ 白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理 <p>②農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 久原川、新建川沿いの農地の保全 <p>③河川、ため池の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、ため池等の水系、水質の保全 ・ 河川敷管理の徹底 ・ 久原川、新建川の緑道整備 <p>④集落を取りまく豊かな緑の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西側丘陵部の保全、整備、活用 ・ 池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主) 福岡直方線が都市計画道路として拡幅が計画されている。 ・ 東久原から延伸する新規都市計画道路が整備されている。 ・ 上記二つの幹線道路の交差点が整備されている。 ・ 幹線道路を相互に結ぶ生活幹線道路は不足気味である。 ・ 集落の中心となっている中道がある。 ・ 中道沿いには水路が流れ身近な親水空間が形成、生垣も連続して分布している。 ・ 中道沿道及びその周辺には、寺社、公民館などの建造物等が存在している。 		<p>2) ゆとりと緑豊かな街並みを残し便利で豊かな地域づくり</p>	<p>①幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主) 福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備 ・ 交差点周辺の景観形成 ・ 幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進 <p>②魅力ある中道を中心としたゆとりと緑豊かな街並みを形成するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路や生垣等を活かした中道の街並み整備 ・ 公民館やお寺を活かした環境整備 ・ 中道と地域を結ぶ散策路整備 ・ 地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり <p>③商業地利用や観光交流ゾーンの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光交流の拠点づくり ・ 休憩所の整備等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中道を中心に集落が形成されている。 ・ 潤いあるため池も隣接して分布している。 ・ 狭隘な細街路もあり車利用などに不便である。 ・ 上久原地区集落地区計画が指定されている。 		<p>3) 良好な集落環境を活かした魅力ある住宅地づくり</p>	<p>①面的整備促進による豊かで安全な住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用地等の活用促進 ・ 緑豊かな住宅環境を保護する住宅地形成 ・ 既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善 ・ 池上池湖畔の親水性の高い施設整備 <p>②北側の区画整理事業と調和した既存集落地の住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な集落環境の保全と整備 <p>③幹線道路沿道の土地利用調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主) 福岡直方線後背地の土地利用調整

■ 上久原地域まちづくり方針

至直方



凡 例

- 1) 豊かな水と緑の保全と活用

 - 北側の広大な森林の保全
 - 採石場跡地を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用
 - 白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理
 - 農地の保全
 - 河川、ため池の保全、整備
 - 西側丘陵部の緑地の保全、整備
 - 池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備
- 2) ゆとりと緑豊かな街並みを残し便利で豊かな地域づくり

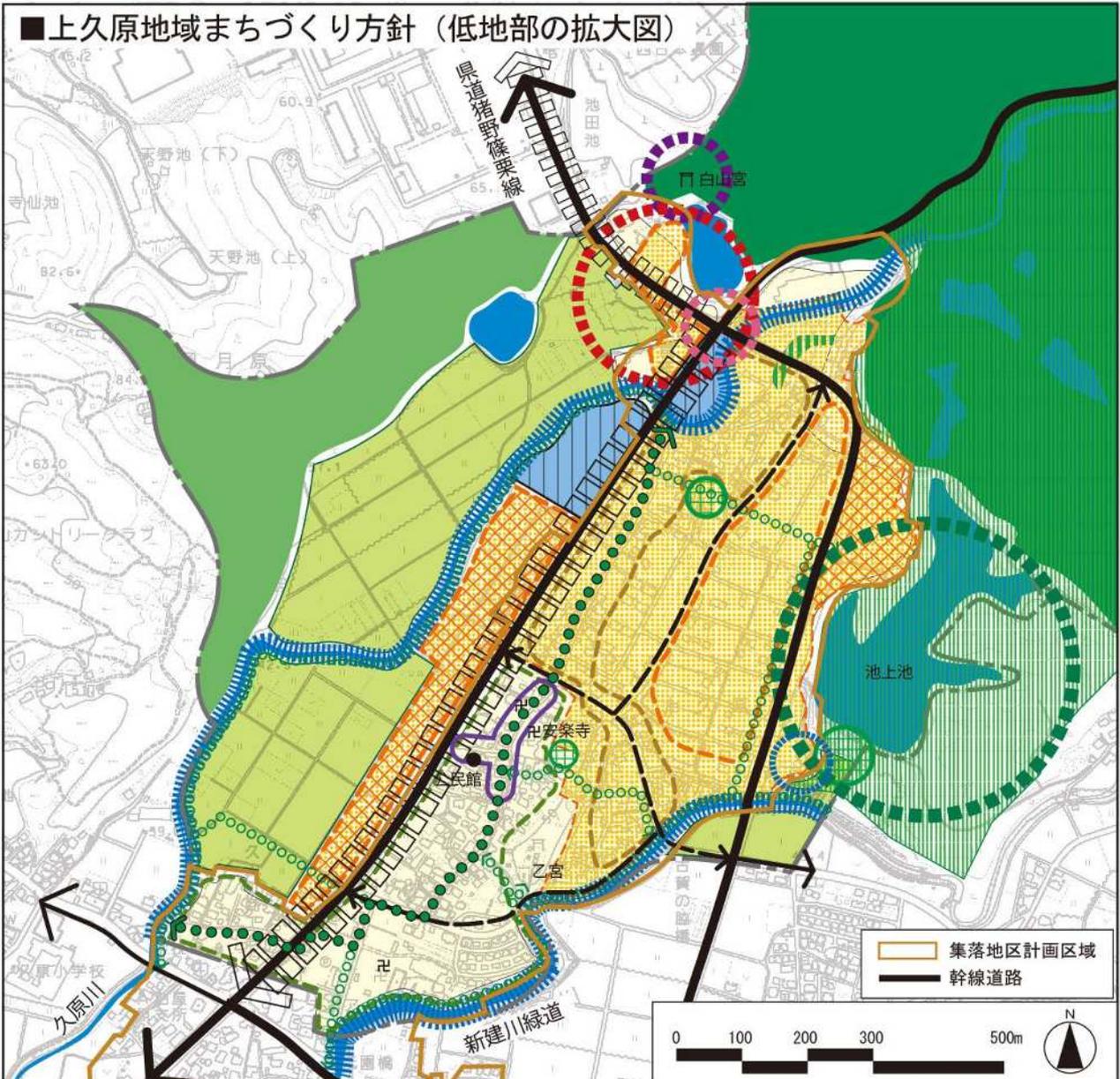
 - 中道の街並み整備
 - 公民館やお寺を活かした環境整備
 - 沿道の魅力を創る区域
 - 交差点周辺の景観形成
 - 集落内の主要な生活幹線道路
- 3) 良好な集落環境を活かした魅力ある住宅地づくり

 - 未利用地等の活用促進
 - 面的整備促進による豊かで安全な住環境整備
 - 北側の区画整理事業と調和した既存集落地の住環境整備
 - (主) 福岡道方線後背地の土地利用調整
 - 工業・流通系施設地

集落地区計画区域
幹線道路



■上久原地域まちづくり方針（低地部の拡大図）



凡例

1) 森林の保全

- 北側の広大な森林の保全
- 採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用
- 白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理

農地の保全

- 久原川、新建川沿いの農地の保全

河川、ため池の保全整備

- 河川、ため池等の水系、水質の保全、河川敷管理の徹底、久原川、新建川の緑道整備

集落を取りまく豊かな緑の保全、活用

- 西側丘陵部の緑地の保全、整備
- 池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備

2) 幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備

- (主) 福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備
- 交差点周辺の景観形成
- 幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進

魅力ある中道を中心としたゆとりと緑豊かな街並みを形成するまちづくり

- 水路や生垣等を活かした中道の街並み整備
- 公民館やお寺を活かした環境整備
- 中道と地域を結ぶ散策路整備
- 地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり

観光交流ゾーンの形成

- 観光交流の拠点づくり、休憩所の整備等

3) 面的整備促進による豊かで安全な住環境整備

- 未利用地等の活用促進
- 緑豊かな住宅環境を保護する住宅地形成
- 既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善
- 池上池湖畔の親水性の高い施設整備
- 北側の区画整理事業と調和した既存集落地の住環境整備
- 良好な集落環境の保全と整備

幹線道路沿道の土地利用調整

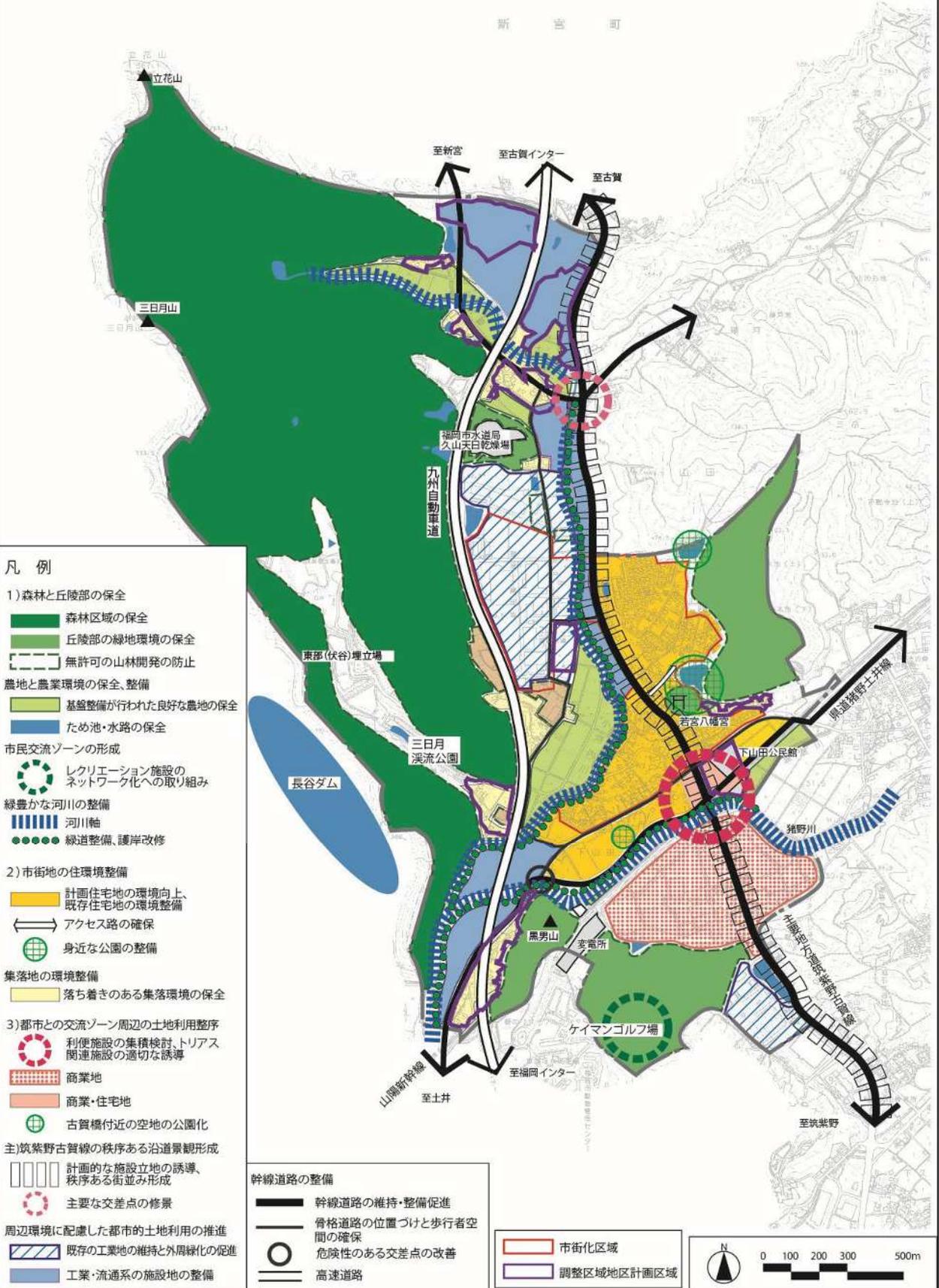
- (主) 福岡直方線後背地の土地利用調整
- 工業・流通施設地

5. 下山田地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 西側一帯は山林で占められているが、立花山周辺は玄海国定公園に指定されている。東側には丘陵部が広がっている。 北側から南に小河内川、南東部から猪野川が流れている。川沿いに農地と集落が形成されている。 南側に三日月溪流公園やケイマンゴルフ場といったレクリエーション施設が立地している。三日月溪流公園は利用が少ない。 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様な</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安心して住めるまち</p>	<p>1) 地域を縁取る水・緑環境の保全と活用</p>	<p>①森林と丘陵部の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林区域の保全 丘陵地の緑地環境の保全、整備、活用 山林開発の防止 <p>②農地と農業環境の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備が行われた良好な農地の保全 安心して農業が営める環境の維持、整備(水路等) <p>③市民交流ゾーンの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイマンゴルフ場の活用 レクリエーション施設のネットワーク化への取り組み <p>④緑豊かな河川の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 猪野川沿いの緑道整備 小河内川沿いの緑道整備、護岸改修
<p style="text-align: center;">'りあがいあれいふな</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に宅地化が進んでいない未利用地がみられる。 住環境について、道路が狭い、アクセス路がわかりにくい、身近な公園が少ない。市街化区域に隣接した調整区域で山林開発が行われている。 		<p>2) 安全でうるおいのある住環境整備</p>	<p>①市街地の住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画住宅地の環境向上 <ul style="list-style-type: none"> 宅地化の促進 二方向避難が可能なアクセス路の確保 主要な連絡道路の拡幅整備 ●既存住宅地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 宅地化の促進 主要な連絡道路の整備 ●身近な公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> 若宮八幡宮を中心に隣接した空地や藤六池を活かした公園整備 小浦池の周りに遊歩道を設け、公園化 <p>②集落地の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 落ち着きのある集落環境の保全 主要な連絡道路の拡幅整備 集落地内の基盤整備に合わせ、土地利用の整序等を検討 <p>③下水・排水施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備の推進
<ul style="list-style-type: none"> 県道猪野土井線の整備が行われている。 福岡市の施設として、東部(伏谷)埋立場、天日乾燥場、揚水場が立地している。 登尾工業団地があり、大型商業施設のトリアスが立地している。 商業施設等の立地により、土地利用の混乱や交通問題などが顕在化しつつある。 市街化区域外での物流施設の建設やトラックヤードがみられる。 前城谷地区、荒河原地区、狹浦地区、名子山地区、大谷地区、国貞地区、原田地区、法立地区、伏谷地区、牛見ヶ原地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 計画的な開発誘導と都市的な魅力づくり</p>	<p>①都市との交流ゾーン周辺の土地利用整序</p> <ul style="list-style-type: none"> 利便施設の集積を検討 トリアス関連施設の適切な誘導 古賀橋付近の空地の公園化 <p>②主要地方道筑紫野古賀線の秩序ある沿道景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な施設立地の誘導、秩序ある街並み形成 主要な交差点の修景 <p>③周辺環境に配慮した都市的土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業地の維持と外周緑化の促進 工業・流通系の施設用地の整備 <p>④幹線道路の維持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (主) 筑紫野古賀線の整備促進 県道猪野土井線の整備促進 骨格道路の位置づけと歩行者空間の確保 危険性のある交差点の改善

■下山田地域まちづくり方針

新 宮 町



凡 例

1) 森林と丘陵部の保全

- 森林区域の保全
- 丘陵部の緑地環境の保全
- 無許可の山林開墾の防止

農地と農業環境の保全、整備

- 基盤整備が行われた良好な農地の保全
- ため池・水路の保全

市民交流ゾーンの形成

- レクリエーション施設のネットワーク化への取り組み

緑豊かな河川の整備

- 河川軸
- 緑道整備、護岸改修

2) 市街地の住環境整備

- 計画住宅地の環境向上、既存住宅地の環境整備
- アクセス路の確保
- 身近な公園の整備

集落地の環境整備

- 落ち着いた集落環境の保全

3) 都市との交流ゾーン周辺の土地利用整理

- 利便施設の集積検討、トリアス関連施設の適切な誘導
- 商業地
- 商業・住宅地
- 古賀橋付近の空地の公園化

主) 筑紫野古賀線の秩序ある沿道景観形成

- 計画的な施設立地の誘導、秩序ある街並み形成
- 主要な交差点の修景

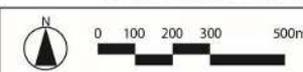
周辺環境に配慮した都市的土地利用の推進

- 既存の工業地の維持と外周緑化の促進
- 工業・流通系の施設地の整備

幹線道路の整備

- 幹線道路の維持・整備促進
- 骨格道路の位置づけと歩行者空間の確保
- 危険性のある交差点の改善
- 高速道路

- 市街化区域
- 調整区域地区計画区域



6. 上山田地域まちづくり方針の体系

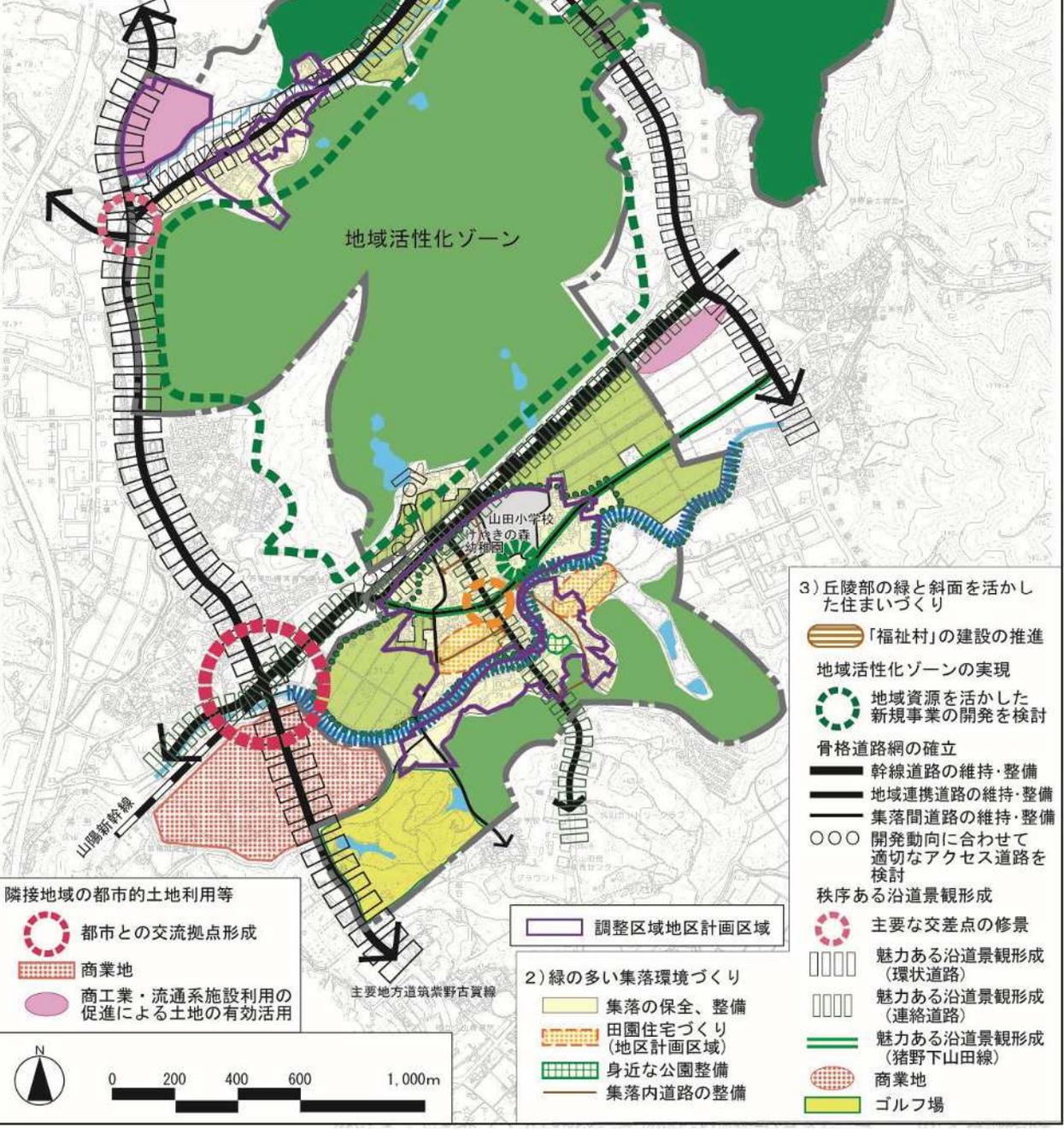
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 集落の北東部の遠見岳周辺は太宰府県立自然公園に位置づけられている。 集落を囲むように丘陵部の緑や基盤の整った優良な農地が広がっている。 ホタルの舞う猪野川、草場川、小河内川が流れている。 	<p>清流と緑が魅せるゆとりのまち</p>	<p>1) 豊かな緑・水環境の保全</p>	<p>①森林と丘陵部、水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林区域の保全 丘陵部の緑地環境の保全、整備、活用 猪野川、小河内川等、河川・ため池の水質保全 <p>②優良な農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 基盤の整った良好な農地の保全
<ul style="list-style-type: none"> 集落の中心を流れる猪野川と斎宮が地域のシンボルである。 河川改修は済んでおり、遊歩道等を工夫しているが、一部歩道がない区間もある。 斎宮の池を前面の道路と合わせた整備が行われている。 小学校と斎宮の連携を強めるため、境界の塀の除去を検討している。 地域人口は微増であり、高齢化率はほぼ横ばいである。 河川沿いの緑地や集落の生垣など、緑が多くゆったりとした良好な集落を形成している。 		<p>2) 水と緑に調和した良好な集落環境づくり</p>	<p>①猪野川を軸とした水と緑のネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ホタルが棲み続けられる水質を維持 多自然型護岸の推進と子どもが遊べる親水空間の創出 緑地公園として整備、散策路等の設置 <p>②斎宮・小学校周辺の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節感ある『鎮守の森』の創出 小学校と連携した整備の検討 <p>③上山田～下山田線周辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 上山田～下山田線周辺の歩行者の安全性確保と魅力づくり <p>④緑の多い集落環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集落の保全、整備 <ul style="list-style-type: none"> 集落の環境維持と修景整備 整備検討区域の土地利用調整と集落環境整備 ●田園住宅づくり(地区計画区域) <ul style="list-style-type: none"> 戸建、低層集合住宅等、住居者層に合わせた住宅供給 上山田南部土地区画整理事業による住宅整備 ●身近な公園整備 <ul style="list-style-type: none"> 既存公園の保全、整備 住宅地整備に合わせた公園の整備 ●集落内道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 集落内の主要な連絡道路の整備 新規住宅地整備に合わせた連絡道路の確保
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の北端に住宅地開発、「福祉村」形成、中央部に産業拠点創出のプロジェクトを検討中である。 猪野～黒河を通り、筑紫野古賀線に抜ける循環軸整備に取り組んでいる。 道路空間や沿道の民有地は個別に施設のデザインや緑化等を工夫しているが、街並みとしての一体感や連続性に欠ける面がある。 公共下水道の整備が行われている。 上山田北部地区、上山田南部地区、黒河地区、格井原地区、藤河地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 都市的な利便性と魅力の創造</p>	<p>①丘陵部の緑と斜面を活かした住まいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 『福祉村(健康・福祉の複合施設整備)』の建設の推進 <p>②地域活性化ゾーンの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の資源を活かした新規事業の開発を検討 <p>③骨格道路網の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の維持・整備(筑紫野古賀線、藤河猪野線、猪野土井線) 地域連絡道路の維持・整備 骨格となる集落間道路の維持・整備 開発動向に合わせて適切なアクセス道路を検討 <p>④秩序ある沿道景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な交差点の修景 魅力ある沿道景観の形成 商業・業務系施設の計画的誘導 <p>⑤下水・排水施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備の推進 新規住宅地整備に伴う排水施設の設置

■上山田地域まちづくり方針

凡 例

- 1) 森林と丘陵部、水環境の保全
 - 森林区域の保全
 - 丘陵部の緑地環境の保全
 - 河川・ため池の水質保全
- 2) 猪野川を軸とした水と緑のネットワーク形成
 - 河川軸の形成
 - 散策路等の設置
- 3) 丘陵部の緑と斜面を活かした住まいづくり
 - 「福祉村」の建設の推進

- 優良な農地の保全
- 基盤の整った良好な農地の保全
 - 土地利用調整農地
- 斎宮・小学校周辺の魅力づくり
- 季節感ある「鎮守の森」の創出、小学校と連携した整備の検討
- 上山田～下山田線周辺の整備
- 上山田～下山田線周辺の歩行者の安全性確保と魅力づくり



- 隣接地域の都市的土地利用等
- 都市との交流拠点形成
 - 商業地
 - 商工業・流通施設利用の促進による土地の有効活用

- 2) 緑の多い集落環境づくり
- 集落の保全、整備
 - 田園住宅づくり (地区計画区域)
 - 身近な公園整備
 - 集落内道路の整備

- 3) 丘陵部の緑と斜面を活かした住まいづくり
- 「福祉村」の建設の推進
- 地域活性化ゾーンの実現
- 地域資源を活かした新規事業の開発を検討
- 骨格道路網の確立
- 幹線道路の維持・整備
 - 地域連携道路の維持・整備
 - 集落間道路の維持・整備
 - 開発動向に合わせて適切なアクセス道路を検討
- 秩序ある沿道景観形成
- 主要な交差点の修景
 - 魅力ある沿道景観形成 (環状道路)
 - 魅力ある沿道景観形成 (連絡道路)
 - 魅力ある沿道景観形成 (猪野下山田線)
 - 商業地
 - ゴルフ場

7. 猪野地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 犬鳴連峰の山地が広がり、地域を縦断して猪野川が流れている。 山地の大半は太宰府県立自然公園で、保安林、自然環境保全地域が指定されている。豊かな自然環境が残っている。 猪野川上流部には猪野ダムがあり、周辺では飲食施設等がある。 猪野川上流部では河川整備が行われ、小広場も整備されている。 猪野川ではホタル観察、水遊び等のレジャー客で夏は賑わう。 	<p style="text-align: center;">伊野皇大神宮を中心とした森と清流の里</p>	<p>1) 猪野川に育まれる豊かな自然環境の保全、整備</p>	<p>①森林の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的な機能をもつ森林の保全 地域住民が自然に親しめる桜山公園の整備 <p>②猪野川の河川環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な親水空間整備 <ul style="list-style-type: none"> 護岸崩壊危険カ所の護岸改修・整備 河川沿い緑道・遊歩道の整備 ゆずり葉橋周辺等での親水公園・溪流公園・駐車場・飲食施設等の整備(猪野川河川エリア整備) ●清流の保全と管理 <ul style="list-style-type: none"> ホタルが棲み続けられる水質の維持 多自然型護岸の整備推進 来訪者へのゴミマナーの徹底と管理 地域住民による自主管理の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 伊野皇大神宮及び参道は地域のシンボルとなっている。 夏季交通渋滞は住民の生活を圧迫している。 参道周辺には、地域の歴史・文化をうかがえる景観・水路等の資源が残っている。 集落内には、網の目状に水路がある。 古くからある民家には生け垣、庭木等の緑がみられる。 平原地区では営農していない農地が点在する。 集落内では道路、公園、下水道等の基盤施設の整備が進んでいる。 南部市街化区域内住宅地では未利用宅地が存在する。 		<p>2) 伊野皇大神宮を中心とする風格ある集落環境整備</p>	<p>①歴史と文化のシンボルとしての参道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参道の道路整備と街並み景観整備 <ul style="list-style-type: none"> 風格ある参道整備 伊野皇大神宮前およびバスセンター周辺の修景整備 かみじ会館周辺の核づくりと修景整備 旧公民館周辺の環境整備 駐車場整備及び駐車禁止区域の設定 ●歴史と文化の施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 人づくりと郷土の歴史・文化の継承をはかる資料館の整備 旧公民館などの地域資源の活用 <p>②猪野集落地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな田園集落地の整備 <ul style="list-style-type: none"> 集落の付まい・景観の保全 水路の機能維持と親水空間としての活用 敷地境界部の修景整備 ●地区内の基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> 集落間道路の維持・整備 集落内生活道路の維持・整備 公園用地等の確保と整備 <p>③計画的な住宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> かみじ会館周辺での田園住宅地の整備 平原地区での良好な斜面住宅地の整備 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備 <p>④既存住宅団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地の保全 未利用宅地の利用促進 <p>⑤観光振興エリアの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川などの自然環境を活かした観光振興
<ul style="list-style-type: none"> 南部の赤坂工業団地は計画的に整備されている。 県道猪野土井線、町道上山田猪野線の沿道には、落ち着きのある田園景観が広がっている。 上山田～猪野線周辺の一団の農地は、農業振興地域の農用地に指定されている。 別所地区、猪野北部地区、猪野南部地区、小柳地区、赤坂団地地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 緑豊かな沿道環境整備</p>	<p>①流通工業団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の保護と増進 <p>②幹線道路の維持・整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の沿道環境・景観整備 商工業・流通系施設地の整備 山田方面へ向かう道路の沿道整備 <p>③農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の集团的優良農地の保全

凡例

1) 森林の保全、活用

-  多面的な機能をもつ森林の保全
-  丘を活かす区域
-  自然環境活用地

猪野川の河川環境整備

-  河川沿い緑道・遊歩道の整備
-  親水空間等の整備
-  清流の保全と管理

2) 歴史と文化のシンボルとしての参道整備

-  参道の道路整備と街並み景観整備
-  歴史と文化の施設整備

猪野集落地の整備

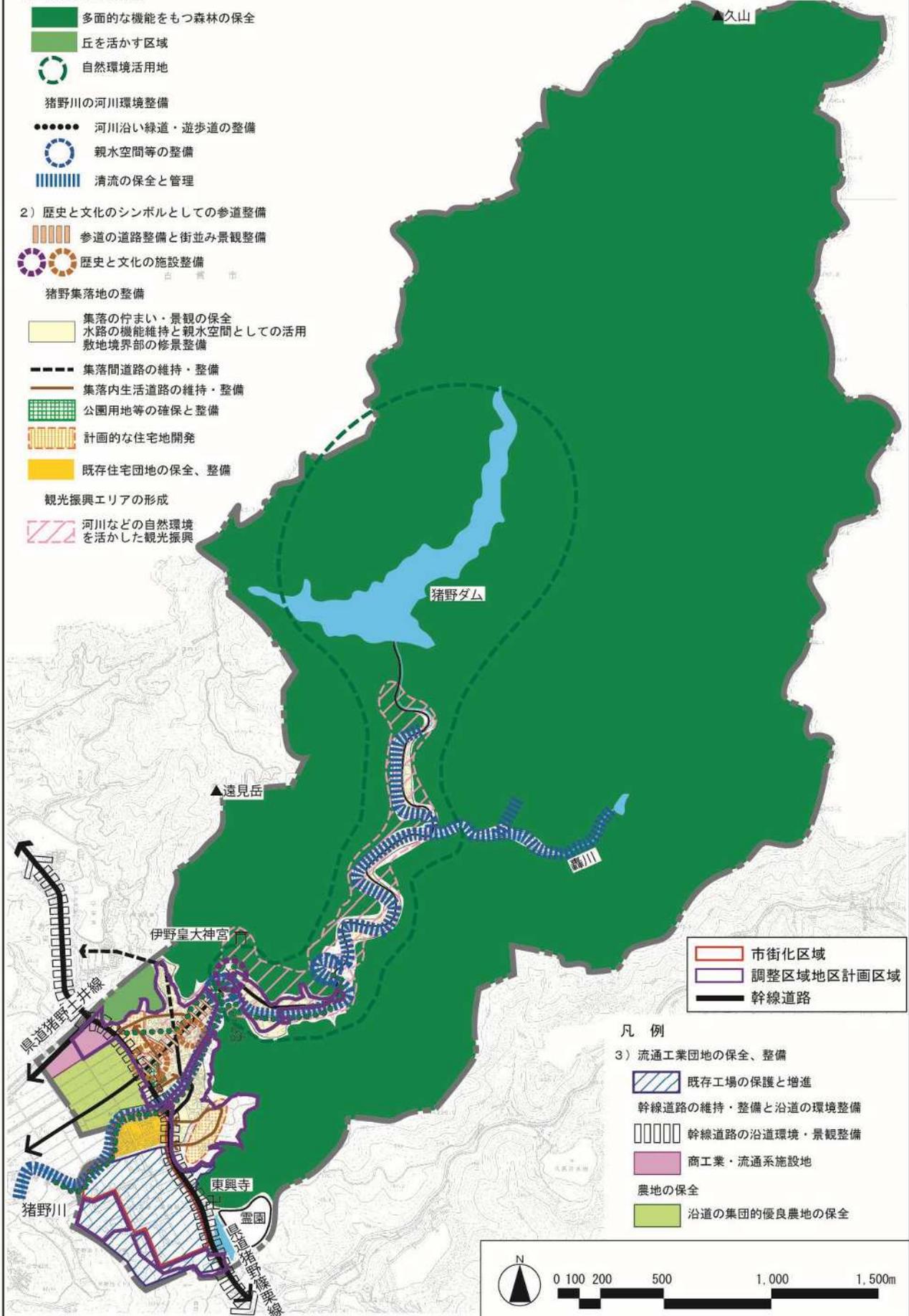
-  集落の佇まい・景観の保全
水路の機能維持と親水空間としての活用
敷地境界部の修景整備

-  集落間道路の維持・整備
-  集落内生活道路の維持・整備
-  公園用地等の確保と整備
-  計画的な住宅地開発
-  既存住宅団地の保全、整備

観光振興エリアの形成

-  河川などの自然環境を活かした観光振興

■猪野地域まちづくり方針



-  市街化区域
-  調整区域地区計画区域
-  幹線道路

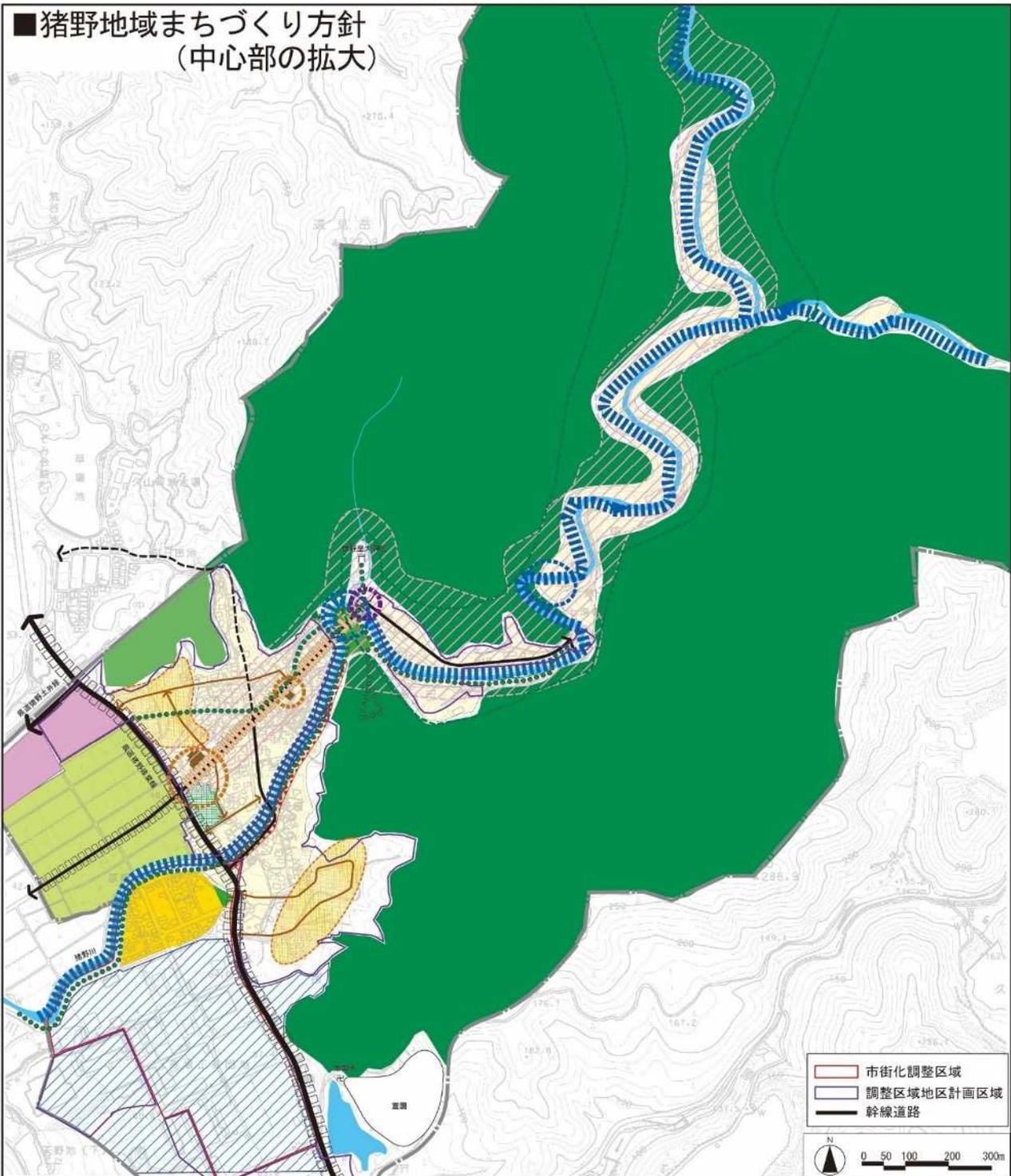
凡例

3) 流通工業団地の保全、整備

-  既存工場の保護と増進
-  幹線道路の維持・整備と沿道の環境整備
-  幹線道路の沿道環境・景観整備
-  商工業・流通系施設地
-  農地の保全
-  沿道の集団的優良農地の保全



猪野地域まちづくり方針 (中心部の拡大)



凡例

1) 森林の保全、活用

- 多面的な機能をもつ森林の保全
- 丘を活かす区域
- 自然環境活用

猪野川の河川環境整備

- 護岸崩壊危険箇所の護岸の改修・整備
- 河川沿い緑道・遊歩道の整備
- ゆずり業橋周辺等での親水公園・深流公園・駐車場・飲食施設等の整備（猪野川河川エリア整備）
- 清流の保全と管理

2) 歴史と文化のシンボルとしての参道整備

- 参道の道路整備と街並み景観整備
- 歴史と文化の施設整備
- 集落の佇まい・景観の保全水路の機能維持と親水空間としての活用敷地境界部の修景整備
- 集落間道路の維持・整備
- 集落内生活道路の整備

猪野集落地の整備

公園用地等の確保と整備

- 公園用地等の確保と整備
- 計画的な住宅開発

既存住宅団地の保全、整備

- かみじ会館周辺での田舎住宅地の整備
- 平原地区での良好な斜面住宅地の整備
- 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備
- 既存住宅地の保全
- 未利用宅地の利用促進
- 既存公園

観光振興エリアの形成

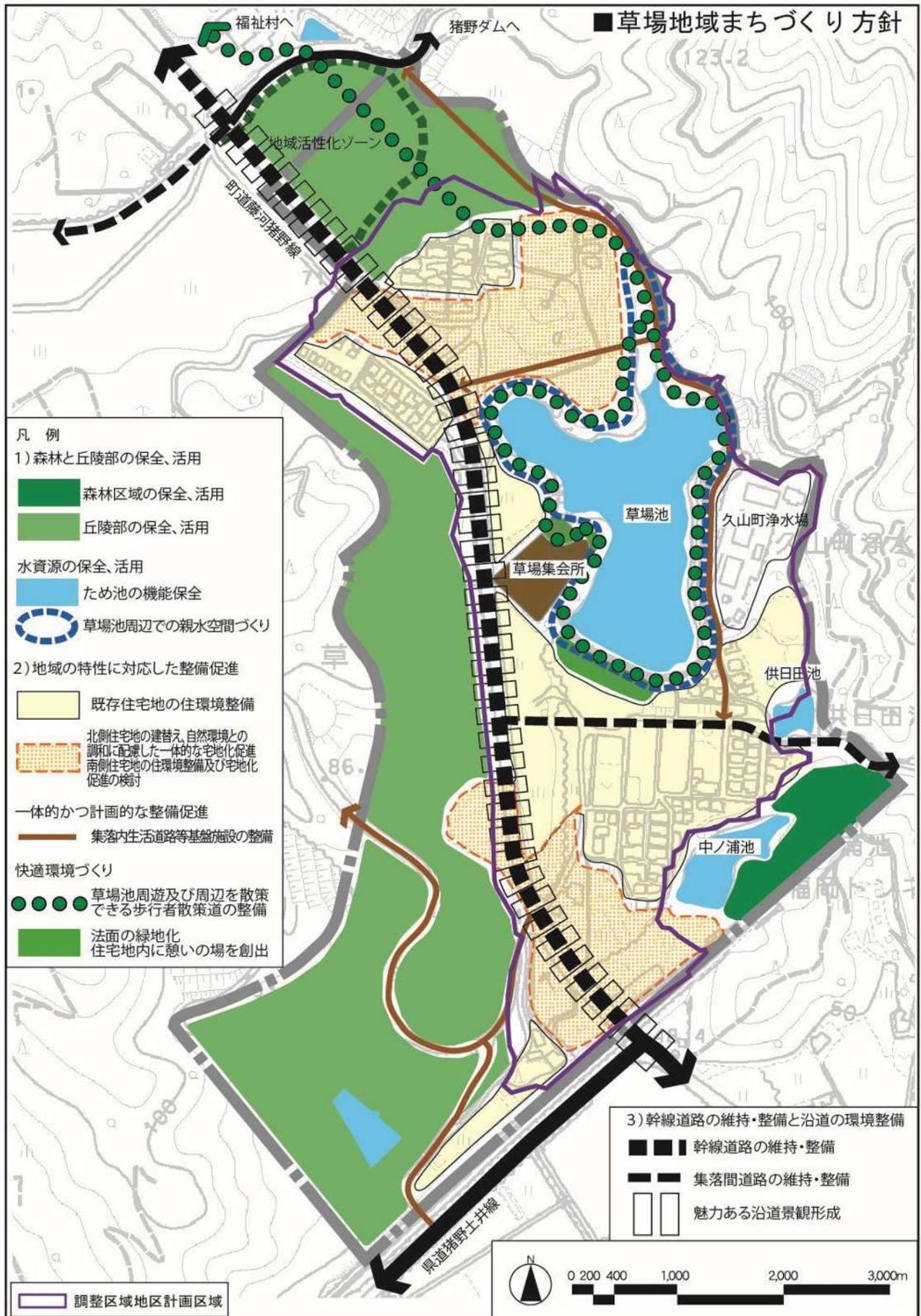
- 河川などの自然環境を活かした観光振興

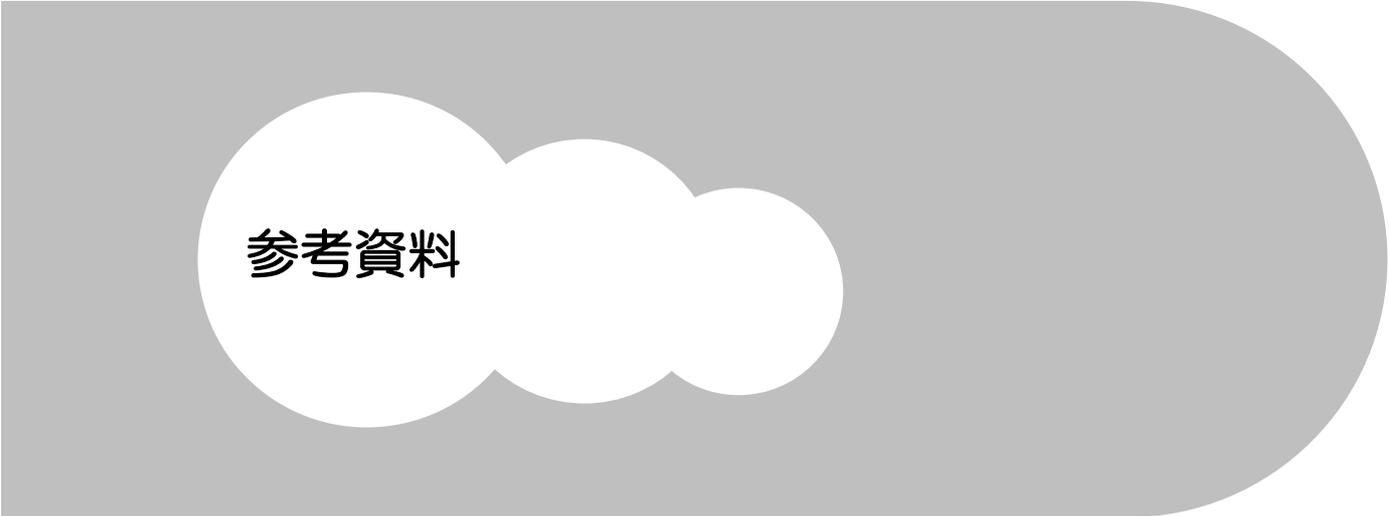
3) 流通工業団地の保全、整備

- 既存工場の保護と増進
- 幹線道路の維持・整備と沿道の環境整備
- 幹線道路の沿道環境・景観整備
- 商工業・流通系施設地
- 農地の保全
- 沿道の集团的優良農地の保全

8. 草場地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山地・森林に囲まれている。 ・地域北側で特養老人ホーム（整備済み）を核とする福祉村構想が進められている。 ・草場池、中ノ浦・供日田池の3つのため池がある。 	<p>緑に囲まれた安心・快適住宅地</p>	<p>1) 豊かな緑環境・水資源の保全、活用</p>	<p>①森林と丘陵部の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林区域及び丘陵部の保全、活用 <p>②水資源の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の機能保全 ・草場池周辺での親水空間づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に行った再開発事業により、209世帯、493人の住民が住んでいる。 ・幅員4m未満の狭隘道路が一部あり、接道不良住宅がある。 ・未利用宅地が散在する。 ・草場地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>2) 将来も安心して暮らせる住宅地環境づくり</p>	<p>①地域の特性に対応した整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側住宅地の建替え、自然環境との調和に配慮した一体的な宅地化促進 ・南側住宅地の住環境整備及び宅地化促進の検討 ・県安定型産業廃棄物久山処分場の跡地活用の検討（現在はオリーブ園として活用） <p>②一体的かつ計画的な整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内生活道路等基盤施設の整備 ・「健康田園都市」にふさわしい住宅、高齢者に配慮した住宅の整備 ・新旧住民が融和するコミュニティの形成 <p>③快適環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草場池周遊及び周辺を散策できる歩行者散策道の整備 ・法面の緑地化 ・住宅地内に憩いの場を創出
<ul style="list-style-type: none"> ・南側猪野地区から主要地方道筑紫野古賀線へ抜ける幅員13.5mの広幅員道路（町道猪野藤河線）が整備された。 		<p>3) 道路環境の整備、向上</p>	<p>①幹線道路の維持・整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道藤河猪野線の道路空間の高質化、沿道景観整備 ・集落間道路の維持・整備





参考資料

1. 上位計画および主な関連計画

(1) 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年（2021年）4月策定）

都市づくりの基本理念	1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり 2) 安全で快適な生活を支える都市づくり 3) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり 4) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり 5) 多様な主体が参画するまちづくり
都市づくりの目標	「福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、 国際中枢都市圏を目指す 福岡都市圏」
目標年次	令和17年（おおむね20年後） （但し、区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね10年以内を想定）
範囲	福岡広域都市計画区域：福岡市の一部、筑紫野市の一部、春日市、大野城市、宗像市の一部、太宰府市の一部、古賀市の一部、福津市の一部、糸島市の一部、那珂川市の一部、篠栗町の一部、志免町、新宮町の一部、久山町、粕屋町 宇美須恵都市計画区域：宇美町の一部、須恵町 津屋崎都市計画区域：福津市の一部 二丈都市計画区域：糸島市の一部 朝倉筑前都市計画区域：朝倉市の一部、筑前町
区域区分の有無	本圏域の各都市計画区域の区域区分は、福岡広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の4都市計画区域は、区域区分を定めませんこととします。 ◆福岡広域都市計画区域 本区域は、昭和45年に区域区分制度の適用がなされた区域である。本区域の福岡市は、地方自治法第252条の19に基づく指定都市であることから、都市計画法第7条第1項第2号の規定に基づき区域区分を定める。 この他、本区域の市町は、福岡市を中心とした日常生活圏に含まれ、福岡市への通勤率も高い。福岡市を中心とした都市圏における成長（人口・産業等）は今後もしばらくは続くものと予想される。 このようなことから、市街地の拡大の可能性が高く、土地利用需要に対して区域区分によるコントロールの必要性が高いものと判断する。



(2) 第4次久山町総合計画 基本構想 (令和4年(2022年)4月策定)

計画年度	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想：令和4年度から令和13年度の10年間 前期基本計画：令和4年度から令和8年度の5年間 後期基本計画：令和9年度から令和13年度の5年間
まちづくりの基本理念	「国土」「社会」「人間」の3つの健康づくりによる健康を真に実感できるまちづくり
まちの将来像	だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現
分野・政策	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康福祉 <ol style="list-style-type: none"> 健康への意識を高める 安心な子育て環境をつくる 高齢者・障がい者(児)の暮らしを支える ◆教育 <ol style="list-style-type: none"> 社会を生き抜く子どもを育てる 学び合いやスポーツの機会を広げる 町の文化を守り、育てる 互いに認め合う ◆産業 <ol style="list-style-type: none"> 農業の恵み、森林の豊かさを守る 商工・観光振興による交流拡大 ◆暮らし <ol style="list-style-type: none"> 快適な生活基盤を整える 豊かな自然を身近に感じる 住みよい生活環境を未来につなぐ 安全・安心な生活環境をつくる ◆地域経営 <ol style="list-style-type: none"> 人と人がつながり、町の可能性を広げる みんなで支える、行財政運営



※イメージ図

(3) 第2期久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(令和2年(2020年)3月策定)

計画年度	2020年度から2024年度までの5年間
めざす基本方向	<p>●久山町の培ってきた個性(強み)を“守り” “活かし” “発展する”</p> <p>●久山町の個性(強み)に共感する「共感人口(関係人口)」を増やす</p>
基本目標	<p>1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな就業の場を増やす ・就農者の支援と農の魅力を通じた交流を拡大する ・地場産業の振興を支援する <p>2 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住を促進するための町の魅力を発信する ・町外者とのつながりをつくる(交流人口・関係人口の創出) ・定住環境を確保する <p>3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての支援を充実する ・教育環境の魅力をつくる <p>4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土への愛着心を高める(住み続けたいと思える)まちをつくる ・町民が元気で安心して暮らせるまちをつくる
横断的目標	<p>1 多様な人材の活躍を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが活躍する地域社会の推進 ・多様な人々の活躍による地方創生の推進 <p>2 新しい時代の流れを力にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society 5.0(未来技術)を活用する ・地方創生SDGsの実現等の持続可能なまちづくり

【将来人口の現状推移と将来展望人口の設定】

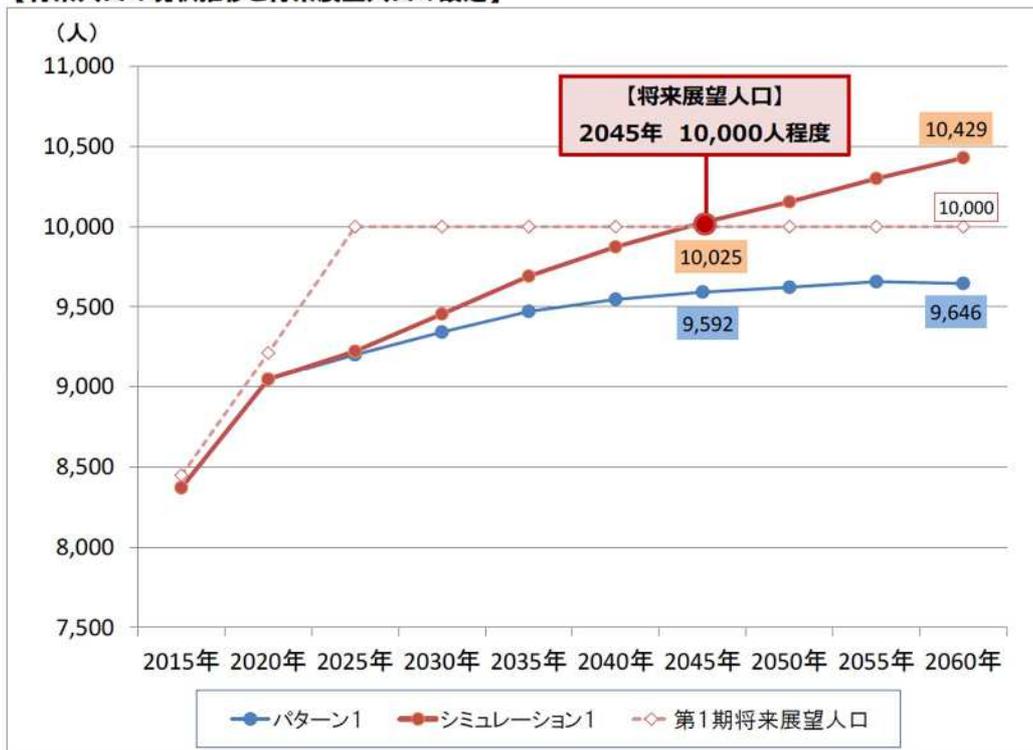


図 将来人口の現状と将来展望人口の設定

(4) 久山町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）

計画期間	2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間
現状や課題に関する基本知識	<p>(1) 住民ニーズの変化【数量の適正性】 少子化の進展等により、町全体の人口が減少に転じている。一方、住民ニーズに対応して公共施設等の数量を増加しており、今後、公共施設等の数量は人口に比較して過大な状況が続くと予想されるので、数量を適正に保つための施策が必要。</p> <p>(2) 施設の老朽化【品質の適正性】 公共施設の多くが1970年から2005年に建設されており、2010年から2045年にかけて建設から40年経過するため、老朽化や機能の陳腐化が発生する。したがって、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することとなる。</p> <p>(3) 財源の不足【コスト（財務）の適正性】 少子化等に伴う生産年齢人口の減少が続いており、町税の減収が続くと見込まれ、また高齢化等に伴う扶助費の高止まりが予想されるため、公共施設等の維持更新費に対し財源不足が予想される。 一方、今後40年間に改修や更新が必要な施設が数多くあり、改修・更新コストの増加が見込まれるので、コスト（財務）の適正性を保つ施策を考えていく。</p>
全体目標	<p>①新規整備は、持続可能な街づくりの観点を十分に考慮して行うこととする 長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図っていく。新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な街づくりを推進していく。</p> <p>②施設の更新（建替）は、複合施設とする 施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減していく。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化していく。施設の複合化により空いた土地・建物は、活用・処分を促進していく。</p> <p>③施設コストを削減する 今後、公共施設等全体の整備に当たっては、計画的な保全や更新計画を作成し、受益者負担金の見直し等の費用対効果を検証してコスト削減を目指していく。</p> <p>④インフラ資産 現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施していく。 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修を推進、ライフサイクルコストを縮減する。 PPP/PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。 バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進する。</p>

(5) 久山町地域公共交通計画（令和4年3月策定）

計画期間	・令和4年4月から令和9年3月までの5年間
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 町外への円滑な移動を支える幹線の維持・改善 2 利便性と効率性の両立に向けた町内交通の再編・改善 3 利用促進・利用転換による持続可能な公共交通運営
計画目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会状況やニーズに応じたイコバス幹線系統の運行と路線バス・鉄道との 乗り継ぎ 環境の改善 町外への移動ニーズとして、高校生による通学をはじめ、通勤や買い物など、福岡都市圏等への 乗り継ぎ 環境の改善を図り、幹線系統 及び 町外移動の利便性向上を図ることにより、活力のある久山町の実現を目指します。
	<ol style="list-style-type: none"> 2 ターゲットに対応した町内交通のきめ細かな運行サービスの提供 高齢者 だけでなく、可能な限り多くの住民が公共交通を利用し、生涯学習 や文化的 なイベント参加、レクリエーション活動など、様々な社会参画 活動を 推進し、人的交流を図れるように、町内交通のきめ細かな運行サービスを提供します。
	<ol style="list-style-type: none"> 3 他分野・関係者との連携に基づく持続可能な公共交通の実現 公共交通に対する興味・関心を喚起するために、観光や福祉、教育など他分野と連携した公共交通の利用促進策を検討・実施するとともに、交通事業者や商業・医療施設 などとの連携による利用促進策・利用転換策を図ることにより、広く一般の方への公共交通の浸透を図り、持続可能な公共交通の実現を目指します。

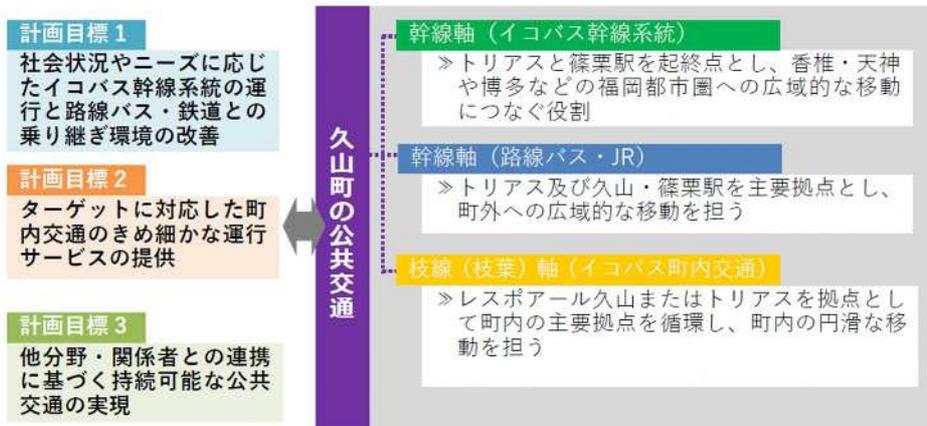


図 久山町公共交通の将来像



イコバス

久山町都市計画マスタープラン

策定 福岡県 久山町 都市整備課

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632

TEL: 092-976-1111

FAX: 092-976-2463

発行 令和6年 月



久山町